

令和4年第1回定例会（6月議会）
教育公安委員会（分科会）
会議の概要

書記 川原法子 録

招集年月日時 令和4年5月27日（金曜日）
予算特別委員会終了後
招集場所 議事堂 教育公安委員会室

本定例会（6月議会）における案件（委員会）

- 議案第116号**
秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第120号**
工事請負契約の締結について
- 議案第121号**
交通事故に係る和解について
- 議案第122号**
交通事故に係る和解について
- 議案第123号**
交通事故に係る和解について
- 議案第124号**
交通事故に係る和解について
- 議案第125号**
交通事故に係る和解について
- 議案第126号**
交通事故に係る和解について
- 議案第127号**
物損事故に係る和解について
- 議案第128号**
物損事故に係る和解について
- 請願第7号**
義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について
- 請願第11号**
秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について
- 請願第53号**
子どもたちの心身の健全な成長・発達のための教育活動を求める請願について
- 付託案件以外の所管事項**

本定例会（6月議会）における案件（分科会）

- 議案第108号**
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第2号）
（教育委員会の関係部門）
- 議案第129号**

令和4年度秋田県一般会計補正予算（第3号）
（教育委員会の関係部門）

令和4年5月27日（金曜日）

本日の会議案件

- 会議録署名員の指名**
- 審査日程**

本日の出席状況

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事課	川原法子
議会事務局政務調査課	工藤秀勝
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時51分 開議

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	伊藤真人
教育次長	和田渉
総務課長	元野隆史
警察本部長	森田正敏
警務部長	後藤健太郎
警務部参事官（兼）総務課長	
	角田進
警務部会計課長	浅沼圭

委員長

ただいまから、教育公安委員会を開会します。

本日の委員会を開きます。

初めに、会議録署名員を指名します。第1回定例会6月議会を通しての会議録署名員には、鶴田有司委員、小原正晃委員を指名します。

次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

警察本部長

【新任の説明者を紹介】

教育長

【新任の説明者を紹介】

委員長

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。審査日程案及び付託議案一覧表を配付しておりますので、これらを御覧ください。

審査日程案について、御意見等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。審査日程は、原案のとおりとすることに決定されました。

なお、審査の進捗状況によっては審査日程からずれることがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

本日はこれをもって散会し、6月7日火曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、警察本部関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午前10時53分 散会

令和4年6月7日(火曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第122号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 2 議案第123号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 3 議案第124号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 4 議案第125号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 5 議案第126号
交通事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 6 議案第127号
物損事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 7 議案第128号
物損事故に係る和解について
(趣旨説明・質疑)
- 8 警察本部関係の付託案件以外の所管事項
(趣旨説明・質疑)

本日の出席状況

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事課	川原法子
議会事務局政務調査課	三浦勢津子
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前10時53分 開議

出席委員

委員長	今川雄策
-----	------

副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

警察本部長	森田正敏
警務部長	後藤健太郎
生活安全部長	町井浩一
刑事部長	泉浩毅
交通部長	阿部清喜
警備部長	佐藤雅宏
警務部参事官(兼)首席監察官	荻原勲
警務部首席参事官(兼)警務課長	加藤和司
生活安全部首席参事官(兼)生活安全企画課長	斉藤秀樹
生活安全部首席参事官(兼)サイバー犯罪対策課長	納谷貴志
刑事部首席参事官(兼)刑事企画課長	清水秀昭
交通部首席参事官(兼)交通企画課長	一関雄一
交通部首席参事官(兼)運転免許センター長	佐々木薫
警備部首席参事官(兼)警備第一課長	高橋等
警務部参事官(兼)総務課長	角田進
生活安全部参事官(兼)地域課長	橋本正治
交通部参事官(兼)交通規制課長	小松一志
警備部参事官(兼)警備第二課長	佐藤二三吉
警務部会計課長	浅沼圭
生活安全部人身安全対策課長	石井伸一

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

警察本部長

【新任の説明者を紹介】

委員長

次に、警察本部の議案の審査を行います。

議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127号及び議案第128号、以上7件を一括議題とします。

警察本部長の説明を求めます。

警察本部長

【部局関係説明書により説明】

委員長

次に、警務部長の説明を求めます。

警務部長

【議案〔17〕及び当日提出資料により説明】

委員長

以上で説明は終了しました。

警察本部関係の議案に関する質疑を行います。

鶴田有司委員

念のためお聞きしますが、1ページ目の白バイが衝突したというものですが、人的被害はなかったのですか。人身事故には至っていないということですか。

警務部参事官（兼）首席監察官

双方ともけがをしております。

鶴田有司委員

今までも毎議会でこういう事案があり、物損に関しては、ここに損害金——相手が90%、県側10%とありますけれども、けがについての補償はどのようになるのでしょうか。

警務部参事官（兼）首席監察官

まず、白バイ隊員の関係ですが、現在公務災害ということで、地方公務員災害補償法に基づきまして地方公務員災害補償基金で治療費を立て替えて払っている状況であります。まだリハビリが続いておりますので、最終的にはそれが確定した時点で相手方に求償することとなります。

相手方のけがにつきましては、知事の専決処分によりまして支払いをしておりますけれども、34万幾らかを専決報告ということで資料にも記載しております。

鶴田有司委員

念のために確認しますが、それも90%と10%という割合になることでいいのかな。

警務部参事官（兼）首席監察官

相手方の治療費につきましては、請求があれば全額損害賠償で支払っております。

鶴田有司委員

過失割合によってではなくて、けがについては損害賠償で支払うということですか。

警務部参事官（兼）首席監察官

そのとおりであります。損害賠償の自賠償の関係でありまして、請求があった場合には警察側に1%でも過失割合があれば全額支払うということになっ

ております。

（※32ページで発言訂正あり）

鶴田有司委員

分かりました。そうすると、今説明頂いた中には、人身に関係する事故がほかにもあるのですね。

警務部参事官（兼）首席監察官

今回議案として提出した事案では、本件のみであります。

鶴田有司委員

今リハビリ中ということでしたが、かなりの重傷ということですか。大丈夫ですか。

警務部参事官（兼）首席監察官

職場復帰をしておりますけれども、まだリハビリをしている状況であります。

交通部長

補足して説明させていただきますが、実際当時は全治4か月という重傷事故でありました。ただ、リハビリが進んでおり、現在はパトカー勤務はできるような状況になっております。白バイにはまだ乗れないようではありますが、全国大会（全国白バイ安全運転競技大会）の白バイ要員の特例の指導員として現在活躍しているところであります。

委員長

ほかにございますか。いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

ないようですので、以上で警察本部関係の議案についての質疑を終了します。

次に、警察本部関係の請願、陳情等はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

警察本部関係の所管事項について、御質問等ありませんか。

北林康司委員

雪も完全に解けて自転車の利用者が増えているような感じがしますが、新聞にも載っていないところを見ると、大きな事故はあまり発生していませんか。

交通部長

現在のところ自転車関連の大きな事故は、死亡事故が1件発生しております。単独の事故ですが、それが大きい事故となっております。

いずれ3月末現在では発生件数が2件で、今説明しました亡くなられた方が1名、負傷者が1名という状況となっております。

北林康司委員

単独事故というのは、どういう意味ですか。

交通部長

男鹿署管内で、自転車に乗った高齢者の方が単独で転倒して亡くなられるという残念な事故でありました。

北林康司委員

それは、急な坂道とか、そういうところですか。

交通部長

詳細は後から説明させていただきますが、単独で事故を起こしたとは聞いております。

北林康司委員

前々から思っていますが、自転車のスピードがすごいですね。下りのところは特に。私が毎日通勤するところでも下りがありますが、ひゅっと人と人の間を抜けていき、スピードがあるので怖いと感じます。例えて言えば、車の間も縫っていくような感じですから。こういうことは皆さんが指導していても、なかなか言うことを聞かないのでしょうか。

交通部長

自転車に関しましては、これまでも様々な機会を通じて講習を行っておりまして、特に幼児期からの子供への講習が必要だということで、幼児期の指導に力を入れているほか、高齢者の方であればふれあい塾（高齢者の交通安全・安心講習ふれあい塾）等、免許を持っていない高齢者の方に対する教室を実施してみたり、また、今は安全運転管理者等法定講習も実施しておりますので、その際にも併せて事故防止を図っているところであります。

特に今年の新たな施策としまして、4月から県内の4警察署におきまして、自転車の指導啓発重点地区を定めました。そこで特に自転車に対する安全指導を行い、必要な場合は検挙という措置を取るということで、現在県警のウェブサイトにも掲載させていただいております。

例えば秋田中央署であれば、秋田駅西口前から広小路、山王十字路、県庁前交差点、そして山王十字路から操車場入口交差点、ここを重点地区としまして、積極的な指導啓発や取締り活動をするということで広報しておりますので、それに準じてほかの警察署でも同じような形で対策を続けて、危険な運転をしないような対応をしてまいります。

北林康司委員

いつも同じことを繰り返すようですが、バス停で立っているときに、バスが来ているのにもかかわらず、その前をスウッと通り抜けていくこともありますが、皆さんにとっては考えられないでしょう。でも、実際にあるのです。私が乗ろうとする、あるいはほかの乗客が乗ろうとするときに、乗る手前のバスとの間を通っていきます。考えられないくらいのスピードで。これがぶつかったらどういうことになるのか。緩いスピードではなく、ものすごいスピードでダアッと行く。抜けていこうとするのでしょうか。より速く行こうとするわけでしょうけれども、やっぱり怖いですね。そういう傾向がまだまだあると感じます。私は皆さんと違って毎日バスを使っていますから、そういう境遇に遭っているのです。

ところで、自転車保険の制度が出来ているのですが、加入率はどのくらいになっているのですか。2種類くらいあるという話ですけれども。

交通部長

県民の方々の保険加入率についての数字は、こちらでは持ち合わせておりません。

ただ、実際に自転車で交通事故に遭うと、過去には1億円相当の賠償金を請求された事案もありますので、そういう事例を踏まえまして、様々な講習会等で指導を図っているところであります。

北林康司委員

もう1つ、特に高校生が3列くらいになって歩きます。そのときはそんなにスピードは出していないのだけれども、あれは徹底して指導していただきたい。確かに話をしながら歩きたいと思うのです。気持ちとして分からないわけではないけれども、狭い道路の中を3列とか2列というのはやっぱりちょっと危ないと感じますので、その辺の指導は是非お願いしたいと思います。

交通部長

これまでの北林委員の御指導を受けまして、今回の中央警察署の指定路線も正にバス停等を含めた地区としております。そこも重点としまして、対策をしっかりと取り続けていきたいと考えております。

北林康司委員

それからもう1つ、進めているだろうと思うのですけれども、最近ラインが消えているところが結構あります。バスはそれでも分かっているからか、信号の大分手前で止まるのですけれども、普通乗用車がドンと前に進んでいて、我々歩行者がすぐそばを通る感じになります。

ラインを塗っている状況は、今はどのくらい進んでいるのですか。

交通部長

債務負担行為ということで、通学路の横断歩道はまずほぼ終了しまして、現在はほかの必要な箇所について実施しております。既に入札が始まっているところもありますし、早々には対応できるかと思えます。

参考までに、今年予算としては、横断歩道はまず1,500本、はみ出し禁止が83キロ、実線——いわゆる一時停止線なども含めまして66キロと、これらを予定として今対応を進めているところであります。

北林康司委員

進んでいることは分かりますが、私の場合は新国道ではなくて旧道を通るので、あれは市道であっても一時停止のところは皆さんの仕事なのかと。その辺がもう完全に消えているという状況がありますので。

もう1つ、歩行者が青信号になって進もうとするときに、左折、右折の車が怖いですよ。私も年を取ってきたせいか、歩きが少し遅い。立っているときに前が空いていれば、そこをスピードを出して通る車がありますが、どこまでが法的には許されているのですか。

交通部長

御質問の確認なのですが、いわゆる横断歩道を通過中に車両がいきなり来るとい話ですよ。

北林康司委員

はい。

交通部長

分かりました。自動車が横断歩道等を通る際は、必ず確実に一時停止して歩行者の通行を妨げないようにしなければならぬと、きちんと罰則も設けて法で定めているところでもあります。

北林康司委員

一時停止しないで行くのです。私は車を運転しないからよく分からないのですが、それはいいのかと思いつつも、やっぱりちょっと怖いという感じがします。

それともう1つは、ゆっくり進んで来るのだけでも止まらずに、私たちが歩いていくのと車が近づいてくるのが一緒なのです。それで、過ぎた後の後ろをスピード出して行く場合も多いです。これはどうなのですか。駄目ですよ。

交通部長

委員のおっしゃるとおり、それについてもやはり違反となりますので、やってはいけない行為となります。

北林康司委員

私は秋田市役所前でバスを降りますが、この山王周辺でも丁寧な運転手もいれば、そうではなく、ギョッと寄って来る運転手もいます。そうすると、歩行者は急がなければいけないような感じで転びそうになります。だから、私よりも足が少し弱い人にとっては危ないと思っていますが、こういうのが多いのです。皆さん歩く立場になってみれば分かると思うのですけれども、本当に怖いです。

交通部長

私も歩いて通勤していますので、同じような経験をしたことがあります。実際に歩行者保護のため、例えば免許の更新時講習の際の教養や先ほどお話ししました安全運転管理者等法定講習が6月16日から開催されますので、それらの場で特に重点として、横断歩道等に限らず歩行者ファーストの意識を浸透させてまいりたいと考えております。

北林康司委員

是非お願いをしたいというところで、私は終わります。ありがとうございました。

小原正晃委員

何点かお願いしたいと思います。

改正道交法（改正道路交通法）の施行に関するもので2つお伺いします。4月1日から事業所の飲酒運転根絶のための取組強化が行われるということですが、県内では今回の改正によってどのように変わって、どのような取組が行われていくのかお知らせいただければと思います。

交通部長

今の改正道交法は、昨年の11月10日に公布されて、今年4月1日から施行されております。4月1日の施行は、安全運転管理者等における運転前後の運転者に対するアルコール酒気帯びの確認を行うということと、その記録をしっかりと1年間保存することがまず1つの内容です。

また、もう1つが10月1日から施行されるもので、アルコール酒気帯び確認の際にはアルコール検知器を必ず用いてチェックをするよう規定がなされているところでもあります。

小原正晃委員

県内の事業所というのは、どのくらいの規模のところ該当することになるのでしょうか。

交通部長

これは、安全運転管理者等法定講習を受講する事業所のことでありまして、5月末現在の数字であります。ただ、副安全運転管理者もおりますので、講習受講者はもっといることになります。

小原正晃委員

先ほど義務化という話がありました。この義務化を怠った場合、どのようなことになるのでしょうか。

交通部長

実は、義務化とはいうものの罰則の規定はありません。ただ、実際に運転手が業務中にアルコールの影響で交通事故を起こしたり違反を起こした際には、確実に安全運転管理者としての職務を実施していないということで、安全運転管理者の指名の取消しなどになりますし、また使用者や安全運転管理者の刑事罰的な責任も問われることになると思います。

小原正晃委員

飲酒運転で事故が多かったり、またいろいろな事件もあつたりする中で、非常に関心の高いことだと思います。今回このように規制が強化されることについても、事業所の皆様だけでなく県民の皆様にもしっかり周知してもらって、様々な意識の醸成を図っていただければと思いますので、周知を広くやっていただければと思います。いかがでしょうか。

交通部長

この法改正は、対象となる運転者や事業所だけで

はなくて、県民全ての方々が知っておくべき事項だと思いますので、様々な機会を通じ、広報啓発活動を推進してまいりたいと思います。

小原正晃委員

もう1点が運転技能検査についてです。こちらも道路交通法の改正によって、まず5月13日から導入されるという話がありましたけれども、運転技能検査についてもどのように変わるのか、お知らせいただければと思います。

交通部長

今年の5月13日に施行されました改正道路交通法の高齢運転者対策の一環でありまして、新たに75歳以上の方で、免許の有効期間160日前の3年間に一定の違反があった方は、運転技能検査を受講することとなります。

小原正晃委員

この検査は、どこで受けることになるのでしょうか。

交通部長

基本は、県内の20の自動車学校で実施しますが、更新期間が切迫している場合に備えまして、運転免許センターでも要員を配置して対策することとしております。

小原正晃委員

運転技能検査を一回受けて、落ちた人はどのようなのでしょうか。

交通部長

いずれ有効期間満了までの6か月間内では何回も受験できますが、最終的に合格できない場合は更新ができないこととなります。

小原正晃委員

だとすれば、返納していくということになるということですか。返納というか、もう運転できないということですね。

では、そういう運転できない方への手当や警察として何か支援していることとか、あとは県の交通政策とどのようにつなげていくのか、そうしたところを教えてくださいませんか。

交通部長

警察本部としてのこれまでの対応なのですが、運転免許を返納された高齢者の方々に対して優遇措置ということで、バスのとくとく回数券という割引制度を行ったり、タクシーも運転経歴証明書を提示した高齢者の方々に対しては10%の割引を行ったり、また協賛の約350店舗のお菓子屋やガソリンスタンド等において割引を受けられるという制度を進めていますし、警察本部として今後とも様々な業界に働きかけまして、こういう優遇制度を進めていきたいと思っています。

さらに、県との連携であります、県警では地域

公共交通活性化協議会という県等が参加する会議に参加しております、その際に様々な意見交換を実施しているところであります。コミュニティバスやデマンドタクシー（自宅や指定の場所から目的地まで希望時間帯、乗車場所などの要望に応じて利用できる公共交通サービスのこと。）の関係もありますので、警察としてできる限りの対応を取っていきたいと考えております。

小原正晃委員

高齢者の方で運転されている方もいらっしゃるし、こういう変化によっていろいろと生活が変わることもあると思いますので、家庭の中で話題になるように広く周知していただきたいと思います。一言頂ければと思います。

交通部長

小原委員のおっしゃったとおり、様々な機会を通じまして、県民全ての方々がこういう制度があるということを知り、積極的に賛同、参加していただくような対策を継続してまいりたいと考えております。

小原正晃委員

最後に、もう1点です。前回、登山アプリの話をしていただきました。6月になって登山のシーズンになってきていますけれども、現在の取組状況や登山アプリの検討状況はどのようになっているのか、お知らせいただければと思いますが。

生活安全部長

まず、登山の遭難状況でございますけれども、今年に入って6件で9人が遭難しております。このうち、6件中4件で登山届が出ていないということで、ウェブサイトとかミニ広報紙、あるいはチラシ配りで、登山計画書の届出の徹底を呼びかけております。

そして、委員から前にも指摘がありました登山アプリの関係ですが、大手のコンパス（山と自然のネットワークシステム「コンパス」のことで、インターネットで登山届を家族や友人、警察等と共有できるシステム。）、ヤママップ（YAMA Pアプリのコミュニティを中心に、登山・アウトドアに関する事業を展開している株式会社）、ヤマレコ（登山専用のコミュニティサイト「ヤマレコ」の開発・運営を通じて、より安全に楽しく登山を楽しめる環境づくりを推進している株式会社）、この3つの会社に対して今照会しているところでございます。いずれも感触は良くて、緊急の場合であれば電話での回答も可能ということでしたが、土日、夜間は厳しいということでございます。

小原正晃委員

コロナ禍になって、登山の人たちが増えてきたという話も聞きます。こうした計画書をわざわざ出しに行かなくてもネットでできますし、県民の皆さんも便利になる取組だと思います。安全面においても

非常に有効的なところもあると思いますし、他県でも様々な取組が進んでいると聞いておりますので、そうした例も参考にしながら、検討して進めたいとお願いいたします。

交通部長

先ほど北林委員から御質問のあった男鹿警察署管内での自転車の単独の事故について説明させていただきます。これは坂道等ではなくて、凍結した平坦な道で転ばれたということです。2月11日で凍結していたようで、それで転ばれて亡くなられたという事故だそうです。

北林康司委員

部長、ありがとうございます。意外と秋田県は雪道で自転車を押している人が結構います。大丈夫かなといつも思います。やめなさいと言うわけにはいかないでしょうから。いずれ雪道でということですね。絶対危ないですよ。ちょっと横に滑ったら、頭を打ってしまったら終わりだから。これも何とかやめてくれればと思いつつも、意外と多いのと、私もそう思っている一人です。ありがとうございます。

東海林洋委員

大きく2点ほどお聞きしたいと思います。

1つ目は、この間報道等でもありましたが、国際教養大学の助教が交通事故を起こされて、その後そこから立ち去り、亡くなっていたという事故か事件かあったと思うのですが、その後特に何ら報道等はないわけですが、そのまま事故処理をしないで立ち去ったということになれば、何らかの違法あるいは違反行為であろうと思われるので、警察のほうでは捜査をしている状況でしょうか。

交通部長

東海林委員が今おっしゃられたのは、5月26日に仁井田地内で3台絡みの人身事故で、追突した該当の方が現場から立ち去ったという事故だと思いますが、それに関してはひき逃げ事件として今現在捜査中でありまして、ただ、捜査の内容につきましては個別案件ですので、答弁は差し控えていただきたいと思います。

東海林洋委員

捜査中ということによろしいですね。

交通部長

おっしゃるとおり捜査中でございます。

東海林洋委員

では、この件は捜査中ということですので、推移を見守りたいと思います。

もう1点、今回の補正予算あるいは補正の追加提案分は警察本部にはないのですけれども、原油高騰やコロナによる影響で——民間事業者とか低所得者

対象の事業が多いからだとは思いますが——建設資材等が物すごく高騰しているというのはどの業界も同じです。今運転免許センターは工事中であり——通常継続事業であれば年割り、総額の変更、単年度のものであれば変更契約等の予定を組まれることと思いますが、運転免許センターについては見通しとしてどういう対応をされることになっているか、お分かりでしょうか。

警務部会計課長

委員御指摘の資材高騰に伴う契約変更についてありますが、まだ契約の相手方から具体的にそうした要望は——報道等を見る限りではそういう実態があるやには聞いておりますが——現時点ではまだ聞こえてこない状況ですので、今後そういう話があれば柔軟に対応してまいりたいと考えております。

東海林洋委員

各業界の話をお聞きすると、やはり短期間に価格が相当上がっているものですから、見積りを取っても、この見積りは2週間有効という形で、大変苦慮していらっしゃるようです。公共事業ですので、きちっとした対応をお願いしたいと思います。

同じような形で、油代は恐らく12月あるいは2月の補正予算でまとめて対応されると思うのですが、警察車両もコンピューターの部品の関係等で納入が相当遅れていると聞いておりますけれども、パトカー等で間に合っていないとか、遅れているという事態は発生しているものですか。

警務部会計課長

委員御指摘の車両の購入契約についてであります。本年度予算で小型警ら車（小型自動車ないし軽自動車を用いたミニパトロールカーのこと。）10台を認めていただいております。こちらについては入札を先日執行いたしまして、既に年度内納入ということで契約をしている状況でございます。

東海林洋委員

年度内の納入だから、まだそれができる、できないという判断をするまでにはしばらく時間があると思うのです。今年入る予定だったもので滞っている、あるいは遅れているという事態はないわけですね。

警務部会計課長

現時点で具体的に把握しているものはございませんが、ただ御指摘のとおり、半導体不足という状況はかなり県内でもあるやには聞いております。今後は、そういうものも出てくる可能性があるとは考えております。

東海林洋委員

最後にします。入札で、思ったより今までよりも高くなったなどの価格の変動はあるものですか。

警務部会計課長

調達する物品も様々ございまして、中にはやはり

入札不調となっているものもございます。ただ、それが全てそういった半導体不足が原因なのかどうか、そういった分析まではできていない状況でございます。

高橋豪委員

私から、まずは踏み間違いの事故について伺います。昨日の一般質問の中でも話が出ていましたし、全国的にもコンビニに車が突っ込んだりとか、そうした事故がなかなかなくなりませんが、県内の踏み間違いの事故の現状は、ここ最近はどういう感じになっているのでしょうか。

交通部長

個々具体的に踏み間違えで何件という数字は、今のところ持ち合わせておりません。ただ、特に高齢者の方々の踏み間違いの事故が多いということで、現在道路交通法の改正の中で安全運転サポート車を導入することの法改正がなされておりましたので、そういう中間的な手段も含め、免許返納や安全運転サポート車の利用など、今後も継続して広報、指導、啓発活動を続けていきたいと考えております。

高橋豪委員

新車であれば、今の車は大体自動ブレーキだったりいろいろな機能が付いているのでしょうかけれども、前から言われているとおり古い車に関しては付いていないので、その辺はどうなのだろうと思います。恐らく突っ込んでいる車というのはそういう機能がなくて、そのまま突っ込んでしまうということだと思います。後付けの装置もある程度普及はしているのだろうとは思いますが、警察ではどのくらいの人がそういう装置を付けているか、そういう部分については把握されているのでしょうか。

交通部長

ニュースなどで、各業者で後付けの踏み間違い防止の装置を販売、設置していることは聞いておりますが、実際に何台くらい設置したという数字は持ち合わせておりません。

高橋豪委員

いずれにしても、高齢者の方が多いとするならば、やはりそうしたものもあるということを改めて——新車を買えば別ですけども、古い車に乗っているということであればそういう周知が必要だと思いますので、どうか今後対応していただければと思います。

それからもう1点、踏切の事故についてですが、県内で、例えば去年1年間やここ数年間でどのくらいの踏切の事故が起こったかについて確認させてください。

交通部長

数字を確認しますので、少々お待ちください。

高橋豪委員

普通の踏切には遮断機があって、警報器が鳴って待つというタイプになっていますが、第4種という踏切は遮断機や警報器もなく、一時停止をして確認して通過していくタイプになっており、大きな列車との衝突事故が結構あるというのを何度か——私も地元で秋田内陸縦貫鉄道が走っており、第4種の踏切が非常に多いのです。そうしたところでも事故が起きていて、もちろん鉄道事業者や市町村も含めて安全対策をいろいろと行っていますが、県内全域を見たときに、恐らくそうした何もない踏切があると思われまので、いろいろな関係各所と連携をしながら、交通安全対策を是非行っていただきたいということを申し上げたかったわけなのですが、その点についていかがでしょうか。

交通部長

踏切での交通事故で亡くなる方も多いかと思われまので、実際にこれまでも鉄道事業者と定期的な会合を行って事故防止対策も検討していますし、その結果につきまして地域住民の方々等への広報も実施して、事故の防止を図っているところであります。

高橋豪委員

是非進めていただきたいと思います。やはりドライバーの方々も踏切というのは必ず遮断機が下りるものだと思っている人も多く、どうも事故の後の話だと、そういう踏切であることをそもそも知らなかったということだったようです。一時停止して進入したら、電車が来て、ドンと当たったということだったようで、一方ではそういうドライバーの皆さんにもこういう踏切があることも覚えておいていただかなければいけないと思いますので、同時にそちらのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

件数は後で結構です。

委員長

部長、先ほどの件ですが、後ほど分かり次第お願いします。

交通部長

もうちょっと時間を頂きたいと思います。

鶴田有司委員

先ほど質問もありましたけれども、はみ出し禁止ラインの予算状況について話がありました。それは毎年調査をして、いろいろな状況で予算づけするのでしょうかけれども、たまたま私の地元の国道107号線でラインが薄いという話があったので私も見に行ったのですが、白線もはみ出し禁止ラインも本当に薄くて、雪解け後だったので恐らく新年度予算はもう確定している段階だったと思うのです。聞きましたら、白線については道路管理者の建設部が担当だということで、随分長い距離だと思うのですが、すぐにやってもらいました。

聞きましたら、はみ出し禁止のほうは県境から横手署まで16キロあるのだそうです。取りあえず県境に近いところ3キロが薄過ぎるということで、それは事前に予算がついていたのかもしれませんが、もうやっってもらっていると思います。私も見に行きましたが、薄いという感覚で見に行っているのだからやっぱり薄いと思いましたが、その感覚もなくてただ漫然と走っていると、もしかしたら気が付かない、ラインがあったことも知らない、そのくらいのものであったのだと思うのです。2回くらい行ったり来たりしたのですけれども、やっぱり薄くて危ないからということで連絡をもらったのですが、何年に1回とか、あるいは年度に関係なく通行量にもよるとか、どういう基準で塗り直しを行っているのですか。

交通部長

交通の道路標示に関しましては、まず2年、4年、6年という期間を基準としまして塗り直しをしております。その基準の根拠は、過去の塗り直しの回数、年数等も含めて行っているところであります。

ただし、除雪の関係とか、急遽塗り直しが必要だということに関しましては、予算内で大至急で対応させていただいているところであります。

鶴田有司委員

例えば、薄くて分からなくて追い越しかけてしまったとか、車線変更をしてしまったとか——対向車でわざわざ出る人はいないと思いますけれども——こういう場合に取締りもやらなければならないのでしょうか、薄くて分からなかったということは、それはそのままになってしまいますよね。

交通部長

個別的な取締りですので、詳細な答えは差し控させていただきますが、原則はやはり標識標示主義ということで、標識と道路標示がしっかりしていて、公安委員会の意思決定がなされているところの取締りを実施しているところであります。仮に委員の言うようなところがあれば、場合によっては検挙若しくは指導という対応が取られるかと思えます。

鶴田有司委員

私はここで「積極的な取締りをやってくれ。」と言うつもりはもちろんありませんけれども、事故につながるということが一番大きいです。私も最近はコロナ禍であまり遠出をしなくなったのですが、例えば北上方面とか仙台方面に行くときに、横手市の中でも場所によっては横手インターで乗るよりも湯田インターで乗ったほうが便利な場合があるので、横手市内の方々でも国道107号線を往復する人は結構多いのです。ですから、通行量もそれなりにあることを考えると、「そこだけ特別早く。」と言うつもりはありませんし、2年、4年、6年という基

準はあるのでしょうかけれども、ある程度確認しておいてもらったほうがいいのかと思います。雪が消えないとなかなか分からないものですが、横手市の中でも一番の雪の深いところなので、雪解けもちょっと遅いのです。そうすると、予算も間に合わないのが現実ですから、ふだんからそういう心がけをお願いできないかなと思います。

交通部長

実際に道路標示に必要な箇所は、大体7月頃に道路管理者等との合同点検を実施していますが、そのほかにも警察署に要望や地域住民の声が上がったりした場合は、担当者が現場に行き確認しております。

今回委員のおっしゃった国道107号線にあっては、当初からやはり薄いということの要望がありましたので、今年実施予定のところでありました。

鶴田有司委員

とりあえず3キロを当初予算でやるということでしたから、それ以外のところもなるべく早めにやっていただいたほうがいいのかと思います。もう1つ念のために確認します。白線は全て道路管理者の管理の下にやるというわけではないのですよね。横断歩道は警察本部でやっていると思いますけれども、白線はどういう基準になっていましたか。

交通部長

基本的に警察で実施するのが、いわゆる規制の標示と指示標示ということで、例えば横断歩道の一時停止や駐停車禁止、はみ禁（「追い越しのための右側部分ははみ出し通行禁止」のこと。）などが警察で実施するものであります。

あと道路管理者が実施するものは、例えば今おっしゃった中央線——白線ですね、車道の中央線や外側線——いわゆる路側帯ともいいますが、路側帯の関係が道路管理者が実施するものとなっております。

なお、警察も道路管理者も同時にできるのが、いわゆる法定外表示といいまして、例えばクロスマークだったり、減速マークを使ってみたり、様々なイメージランプ（道路で舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたもの。ドライバーに注意をうながし、自動車の速度を落とさせるために設ける。）にしてみたりと、あれが警察でも道路管理者でもどちらでもできるものとなっております。

鶴田有司委員

分かりました。毎年調査はしているということですが、その辺もしっかりお願いします。

児玉政明委員

1点、お願いになるのですが、先ほど小原委員から話があった登山に関連することです。今、山菜やタケノコのシーズンということで、入山する

方が増えてきている状況かと思えます。私の地元の鹿角警察署管内でも、入山して遭難して見つかったケース、また亡くなって見つかったケース、また依然として行方不明者もおりますし、クマに襲われた方もおりました。例年に比べてどういう状況なのかということと、全県的に更に注意喚起をしていただきたいと思えますけれども、それについていかがでしょうか。

生活安全部長

山菜採りと登山を含めての山岳遭難の現状ですが、6月5日、今週の月曜日現在で23件27人で、前年に比べて4件8人増加しております。うち山菜採りは15件16人ということで、これも増加傾向にあるという現状であります。

児玉政明委員

増加傾向ということですので、全県レベルで更に注意喚起をしてもらいたいと思えますし、私の地元では青森、岩手に行って遭難する方もいますし、岩手、青森から来て遭難する方もいますので、県を越えての注意喚起の連携もお願いしたいと思えます。そこはよろしくをお願いします。

生活安全部長

青森県からもタケノコ採り等に入ってきますので、隣接警察署とは連携を密にしております。

また、山菜採りの場合の遭難の大きな特徴として、携帯電話を持っていないケースが多くあります。今年も18件中約3割くらいしか持っていないのです。携帯電話を持っていても、車の中に置いて山中に入ってしまうようですから、今早朝の山菜採りや登山道の入り口でキャンペーン等を実施し、チラシを配りながら、必ず携帯電話を持って入る、白い格好をする、水を持つなど、基本的なことを指導しているところでございます。

交通部長

先ほど高橋委員から話のあった踏切事故の数字をお答えしたいと思います。

今年の3月末現在では、発生はないようでありませう。ただ、令和3年中は物損事故が2件、あと残念ながら死亡事故が1件ありました。いずれ物損事故の中には、先ほど委員がおっしゃった第4踏切——第4種も入っているようですので、今後も地域住民のほかに車の運転者に対しても、そういう踏切をきちんと止まっていたり、その指導をさせていただきたいと思えます。

高橋豪委員

ありがとうございます。今年はないということですが、引き続き注意喚起はお願いしたいと思います。また、地元の人は第4種踏切の存在は既に知っていて、外から来た人が分からなくて事故になってしまうことがあるようですので、いろいろな標

識などあると思えますが、そうしたところも含めて事故防止に努めていただければと思えます。どうかよろしくお願いいたします。

委員長

以上で警察本部関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、明日6月8日水曜日、午前10時に委員会及び分科会を開き、教育委員会関係の付託議案等の審査を行います。

散会します。

午前11時52分 散会

令和4年6月8日（水曜日）

本日の会議案件

- 1 分科会会議録署名員の指名
- 2 議案第116号
秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案（趣旨説明・質疑）
- 3 議案第120号
工事請負契約の締結について（趣旨説明・質疑）
- 4 議案第121号
交通事故に係る和解について（趣旨説明・質疑）
- 5 議案第108号
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第2号）（教育委員会の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 6 議案第129号
令和4年度秋田県一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の関係部門）（趣旨説明・質疑）
- 7 請願第7号
義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について（現況説明・質疑）
- 8 請願第11号
秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について（現況説明・質疑）
- 9 請願第53号
子どもたちの心身の健全な成長・発達のための教育活動を求める請願について（現況説明・質疑）
- 10 教育委員会関係の付託案件以外の所管事項（趣旨説明・質疑）

本日の出席状況

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今川雄策
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	高橋豪
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	小原正晃

書記

議会事務局議事課	川原法子
議会事務局政務調査課	三浦勢津子
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午前9時58分 開議

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今川雄策
副委員長（副会長）	児玉政明
委員（分科員）	北林康司
委員（分科員）	鶴田有司
委員（分科員）	高橋豪
委員（分科員）	東海林洋
委員（分科員）	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	伊藤真人
教育次長	和田渉
総務課長	元野隆史
総務課施設整備室長	安田一彦
教職員給与課長	伊岡森亨
幼保推進課長	熊谷仁志
義務教育課長	稲畑航平
高校教育課長	佐藤進
特別支援教育課長	佐々木孝紀
生涯学習課長	中田善英
生涯学習課文化財保護室長	
	武藤祐浩
保健体育課長	寺田潤
福利課長	太田司

委員長（会長）

ただいまから、本日の委員会及び予算特別委員会教育公安分科会を開きます。

初めに、分科会会議録署名委員を指名します。第1回定例会6月議会を通しての分科会会議録署名員には、鶴田有司分科員、小原正晃分科員を指名します。

次に、定期人事異動に伴い、執行部説明者に変更がありましたので、新任の説明者の紹介をお願いします。

教育長

【新任の説明者を紹介】

委員長（会長）

次に、教育委員会に関係する部門について審査を行います。議案第116号、議案第120号及び議案第121号、以上3件を一括議題とします。

また、分科会では、議案第108号のうち教育委員会に関係する部門及び6日に追加提案のありました議案第129号のうち教育委員会に関係する部門

について審査を行います。

教育長の説明を求めます。

教育長

【部局関係説明書により説明】

委員長（会長）

関係課室長の説明を求めます。

総務課施設整備室長

【議案〔17〕及び提出資料により説明】

幼保推進課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

義務教育課長

【議案〔17〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

高校教育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

特別支援教育課長

【議案〔17〕、補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

生涯学習課長

【議案〔15〕及び提出資料により説明】

保健体育課長

【補正予算内容説明書及び提出資料により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及び議案に関する質疑を行います。質疑は、施設整備室から順に課室ごとに行います。

初めに、施設整備室関係について質疑を行います。施設整備関係ございませんか。

北林康司委員（分科員）

1点お聞きします。

この間、委員会の県内調査で花輪高校を見させていただきました。なるほど、ここに来るのだろうということを思いました。今回気になっているのは、ほかの部局でもありますが、資材高騰により、建築業者等が長い期間の仕事安定して確保するのがちょっと困難だという声が出ていることです。今回の工事は、1年半くらいの工期になっているかと思いますが、現在だと見積りの有効期間が1年半なんて多分ないと思うのです。契約した後、単価等の見直しや変更契約等の予定など、どういう対応をされるつもりか、その辺をお伺いしたいと思います。

総務課施設整備室長

原油価格や建築資材を含む物価高騰の影響は、我々が整備している工事にも出ておまして、鹿角小坂地区統合校の実習棟以外にも整備事業は行っておりますが、既に契約業者からインフレスライド（建設工事請負契約書第25条第6項に基づき、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となっ

たとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置のこと。）の適用で増額の請求が来ており、現在変更に向けて協議を行っている工事も何件かございます。

今回の鹿角小坂地区統合校の実習棟についても、契約後、工事が開始してから、これからも物価の上昇が続くようなことがあれば、恐らく同じようにスライド条項に対応した変更等が出てくるのではないかと考えております。

予算の増額等については、今回契約議案でもありますし継続費の予算を組んでいますので、事業を執行している中で予算内で対応していくこととなりますけれども、変更契約の場合には、またその時期に合わせた議会で変更の御提案をさせていただくことになるのではないかと考えております。

ただ、これは飽くまでも業者のほうからの請求に基づいて協議していくという形になりますので、実際には工事が始まってから、そのときの状況に応じた形で対応していくということになるかと考えております。

北林康司委員（分科員）

室長、スライドを運用する基準はなかったですか。

総務課施設整備室長

現在行っている工事——例えば能代科学技術高校の第2体育館の建築工事であったり、今始まったばかりの大曲高校の校舎棟の工事であれば、建築のほかに電気や機械もあります、工事の残りの期間などもありますので、業者からの請求を見ると大体10%前後の増額の要求ということで、建設部で積算を精査した上で協議を進めている形になっております。

北林康司委員（分科員）

要は確固たるラインというのは決まっていないということだね。

総務課施設整備室長

今手元に詳しい資料がないので、後でお伝えしたいと思います。

児玉政明委員（分科員）

私も何点かお願いします。

契約の相手方である、タナックス・小坂・平和・白川特定建設工事共同企業体について、この共同企業体に決定となった理由をお知らせ願います。

総務課施設整備室長

秋田県内に営業所がある業者ということで公告していましたが、参加者がこの共同企業体1社だけだったので、仮契約を結ばせていただいたということになっております。

児玉政明委員（分科員）

落札率はどういう感じだったのでしょうか。

総務課施設整備室長

予定価格を公表しておりますので、今回の場合は

99.8%の請負率ということになっております。

児玉政明委員（分科員）

4社の役割はどうですか。例えば、電気、設備はまた別とか、その辺はどうなっていますか。

総務課施設整備室長

電気工事と機械設備は、別に入札を行っております。今回は、飽くまでも建築工事で発注しておりますので、それぞれいろいろな技術者が各業者から参加して工事を進めていく形になります。

委員長（会長）

関連はよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、次に幼保推進課関係、ございませんか。

北林康司委員（分科員）

抗原検査キットの配布は、今回が初めてではないですよ。どうでしたか。

幼保推進課長

昨年度ですけれども、予備費によって各施設にお配りしたという経緯はあります。

北林康司委員（分科員）

検査キットの配布によって感染拡大防止に効果があったかどうかまでは分かるものですか。

幼保推進課長

昨年度購入した検査キットについては、232施設で計3,791回の検査が行われましたけれども、結果的には陽性というものはございませんでした。ただ、こちらのキットを利用することで職員が安心して保育に携われるということと、委員会資料の「抗原検査キットの活用方法」のイにあります、「濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮」というのが可能となっておりますので、こちらのほうでも活用できればと考えております。

北林康司委員（分科員）

その割には何となく幼稚園とか——ほかの学校もそうだったけれども——結構広がりがあったようにニュースや報告を見えていますけれども、その辺はどう解釈してよいのか。今の説明では陽性は出なかったという話でしたが。

幼保推進課長

早期に発見するという意味ではかなり有効だとは思いますが、感染の予防にすぐにつながるのかというと、なかなか即効性はないものというように思います。やはり日々の感染予防対策が重要なかと思えます。

小原正晃委員（分科員）

先ほど去年の予備費で実施したのは3,791回と聞きました。今回はかなり多い1万5,000テスト分ということだったのですけれども、このくらい

のテスト分を計上した根拠はどういう感じですか。

あと、これは幼保推進課の事業で、今回は義務教育課や保健体育課の事業もありますが、県立学校と市町村立学校の配布数が違ったりして根拠がちょっと分からないと思っておりますので、根拠をお知らせいただけますでしょうか。

幼保推進課長

若干ややこしいところがあるのですがすけれども、県内の施設数が370あり、県内の施設で働いている職員がおおよそ全県で8,000人ほどございまして、8,000人を370で割ればおおよそ20となります。ですので、全施設において1か月に1回は検査すると、それがまず7月から3月まで9か月間続くということを想定しました。ですので、370施設で20テスト、20回が9か月続くということで、まずは6万6,600テストとなります。

もう一つ、先ほどお話ししましたイの「濃厚接触者となった場合の待機期間」のほうなのですが、これまでの月ごとの最多休園数というのが3月にありまして、116施設が休園を経験しております。それから考えまして、おおよそマックスで120施設ほど休園することがあるだろうと。ですので、120施設について、職員数が平均で20人ですので、期間短縮の場合2回のテストが必要です。それがまた9か月で、合計して4万3,200テストとなります。

それにプラスして、ある程度の予備分として5,200テスト分を用意しまして、合計して11万5,000テストで、1セット当たり10テスト分となっておりますので、計1万1,500セットという形での算定となっております。

小原正晃委員（分科員）

かなりの量が施設に来ると思うのですがすけれども、これはどこで保管して、一気に来るものなのか、それとも何回かに分けて来るものなのか、そこの辺りはどうなっていますか。

幼保推進課長

一斉に配布してしまいますと、使用期限を一斉に迎えるということもありますし、各施設内での保管も非常に難しいものですから、当初は最低限必要な個数という形である程度——大体3か月程度利用可能な数を配布しまして、あとは感染状況や使用数に応じて、希望も取りながら配布していきたいと考えております。

小原正晃委員（分科員）

使用期限はどのくらいですか。

幼保推進課長

今回想定しているキットについては使用期限は2年になります。

小原正晃委員（分科員）

これは職員が対象とありますけれども、余った場合は幼児に対してだったり、何かほかのところに利用する考えもあるのですか。飽くまでも職員用で取っておいて、余ったら廃棄するという形になるのでしょうか。

幼保推進課長

想定としては教職員に対してのもので、余った場合には廃棄という形で考えております。

小原正晃委員（分科員）

1点だけ、保育所等送迎用車両燃料費補助事業について教えてください。これは非常にありがたいと思うのですが、いつ各施設に入金になると考えられているのでしょうか。

幼保推進課長

今想定しているのは年2回程度と考えていまして、9月までの実績と2月までの実績と考えています。9月までの実績については、10月に実績をもらいましてできるだけ速やかにという形で考えております。

委員長（会長）

関連よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、義務教育課関係は何かございますか。

高橋豪委員（分科員）

今の幼保推進課の事業と似たような話になると思うのですが、この検査キットを小・中学校でもということなのですが、先ほど説明の中で、それぞれ市町村でも対応したのだけれども対応の差があったというような説明がありましたが、その辺りの状況をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

義務教育課長

最初に御説明申し上げたとおり、市町村において基本的な検査体制を整えていただくものというふうに考えてございますけれども、昨年度文部科学省から検査キットの配布が行われておりまして、それが本年の1月に期限を迎えるという状況でございました。検査キットの使用期限を迎えた後の対応について、それぞれの市町村において補正予算を組んだり、保健所あるいは市町村で無料検査所の開設等を行っている場合がございますので、それぞれにおいて対応されているという状況でございましたけれども、一部の市町村では対応についてまだ検討中であるというようなところもあると伺っております。

高橋豪委員（分科員）

そうしますと、この事業でまずその差はなくなって、県内の小・中学校ではそういった体制が全て取れるというような理解でよろしいですか。

義務教育課長

おっしゃるとおりでございます。この事業によって集中的に配布することで、市町村における体制を整備していただく端緒としていただければと考えてございます。

高橋豪委員（分科員）

濃厚接触者になった場合、待機期間が7日間ということ、それを検査によって短縮もできるということなのですが、これまで学校でコロナが相当蔓延して——ほとんどの学校がそうだったのではないかと——いうくらいなのですが——そういったときに当然先生も濃厚接触者になった方もいらっしゃるし、感染された方もいると思いますが、そういったところでこれまで相当な影響があったと思うのですが、そういう辺りについてちょっと確認したいと思えますし、今後の対応でそれが短縮されていくことになると、それはそれでいいと思うのですが、今後実施するに当たってこれまでの状況を確認させてください。

義務教育課長

御指摘のとおり、小・中学校において学級閉鎖、学年閉鎖、あるいは学校閉鎖を行った回数がこの数か月で非常に増えてまいりました。個別の対応やルールについては、それぞれの市町村が定めてそれぞれに対応しているものでございますけれども、基本的には複数の児童生徒が感染した場合には学級閉鎖、複数のクラスで感染が判明した場合には学年閉鎖というような形で対応いただいているというふうに認識してございます。

教職員についても、感染事例はそれほど多くはありませんけれども報告が上がってきておりまして、今回の補正予算での検査キットについては、児童生徒、教職員の両方にお使いいただけるような形にしたいと考えております。

東海林洋委員（分科員）

どう考えても、先ほどの幼保推進課で出たときには370施設の職員だけで1万1,500セットだったのに、小・中学校合わせて、それも児童生徒、教職員が対象で2,285セットというのは数値的に全然合わないのです。これは飽くまでも保管分であって、各市町村が本来の整備をしているという返答だと思うのですが、だとすれば、各市町村は一体どのくらいをどういうルートで整備しているのかを教えてくださいませんか、これで十分かどうかというのが全く分からないので、そこを説明してください。

義務教育課長

配布数の計算の詳細については、基本的な考え方は保育所等と同様でございますけれども、最も異なるのは、保育所等では先ほどの9か月を想定して配布しているという説明がございましたけれども、小・中学校については、基本的には市町村が体制整備

を行い、体制が整うまでの期間を県で配布することによって加速させるというものですので、そこを1か月として計算してございます。数の差はこの期間の差によって表れているものでございます。

東海林洋委員（分科員）

市町村の検査体制が整うまでというのは、市町村がどれだけのものを整備するのか、その間1か月で本当に市町村ができるのかも分からないし、県が出そうが市町村が整備しようが同じ交付金ならすぐにできそうな気もするものですが、

義務教育課長

国の新型コロナウイルス対応の交付金を使われている市町村もあれば、それぞれの無料検査所を活用したり、保健所で保有している検査キットを融通していただいたりとか、そのような対応をされているところも様々でございます。その場合でも使いたいときに保健所から回してもらおうという作業が必要ですので、そうではなくて学校に常備しておくことを促す効果がございます。

教育次長（伊藤真人）

市町村での検査体制につきましては、課長も説明しましたとおり、基本的には市町村立学校でありますので市町村の責任で感染防止対策を講じるということとして、それぞれ市町村によっていろいろなやり方がございます。基本的には自主的にお願いしたいと思っておりますけれども体制にばらつきがあるということで、まずは県のほうで集中的に一斉に検査体制の支援をすることによって効果的に感染防止を図るということで、今回は1か月間支援措置をするものでございますが、併せてそれを端緒としまして市町村のほうでそういう防止対策が講じられていくように、県と市町村の間にいろいろな政策について協議する場として県・市町村緊急時連絡会議というのがございますけれども、その場で県の今回の施策を紹介するとともに、これを参考にして市町村でも感染防止対策を進めてほしいということでお願いをしているところでございます。

東海林洋委員（分科員）

意味は分かりましたが、「市町村ごとにこれくらいは整備して、こういう体制を取ってください。」ということはお示しするのですか。今回その呼び水として、「こういうふうに県で配るから1か月後にはきちんとできるようにしてください。」と言ったとき、1か月後に本当にできているのですか。

教育次長（伊藤真人）

県の今回の施策の考え方とか内容について紹介をしまして、それを参考にして同様な対策を講じてくださるよということをお願いをしています。具体的に市町村によっていろいろな事情もあると思っておりますので、「こういう規模で、こういうふうにし

てください。」というところまでは言っておりませんし、市町村の自主的な対応に任せる部分もありますが、県の施策も参考にしながら感染防止対策を講じてもらうようお願いをさせていただいたということでございます。

東海林洋委員（分科員）

飽くまでも願ひ的に「これでこういうふうになってください。」と。既に小さい町村単位では、県よりも早くきちんとした対応を取っているところもあるやに伺っておりますので、確実にこなせるように、お願いではありませんけれども「みんなやろうよ。」というのを強く市町村に呼びかけていただきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

今の関連で確認させてもらいますけれども、取りあえずこの1か月分の体制が整うまでという説明がありましたけれども、それをまず県の予算でやるわけですよね。そうすると、体制が整った後は各市町村の予算でやると。県はその予算の部分については関与しないということになるのですか。

教育次長（伊藤真人）

市町村についてもコロナ交付金が国から財源として配分されておりますので、市町村立学校——市町村が運営する学校の感染防止対策に関することですので、その財源についてはコロナの交付金等を活用しながら市町村で対応をお願いしたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

基本的なことは分かりましたが、例えば1か月で、それぞれの事情があるのでしょうかけれどもなかなか体制が整わないという場合には、県のほうで整うまで継続して応援すると。そうすると、応援するのは別に悪いとは言いませんけれども、そういうばらつきが出てくる可能性があるということですか。

教育次長（伊藤真人）

市町村で体制が整うまでにある程度の時間が掛かるだろうということで、今回県・市町村緊急時連絡会議——先月開催されておりますけれども、あらかじめ今回のように県で予算提案として公表する前に市町村と情報交換して、県でこういう対策を講じますので市町村でも対応を進めてくださるよということをお願いいたしまして、今回予算措置された場合は1か月間県の予算を活用して対策ができますので、その期間内に市町村のほうで準備して対策を進めていただければと考えております。

小原正晃委員（分科員）

教職員の免許の話をちょっと教えてください。今回は手数料の廃止ですが、ちょっとその前に、今回の改正法の趣旨だったり目的はどういったものだったのでしょうか。

義務教育課長

お答えいたします。

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が先月成立いたしましたけれども、2つの内容がセットになってございまして、1つは先ほど御説明差し上げた教員の免許更新制度の廃止です。もう1つは、教育公務員特例法の改正による研修システムの整備と研修状況の県による記録の把握、保持についてでございます。この2つのことを同時に行うことによって、教員免許制度の発展的解消と言っておりますけれども、更新制度によらず教員の資質を向上させていくという体制の構築を目指してございます。

小原正晃委員（分科員）

発展的解消という話でしたけれども、県教育委員会として今回の免許制度の総括というか、どういうふうに役に立ったかとか、10年やってみてどうだったかということ、どのように考えていますか。

義務教育課長

教員免許更新制度については、非常に様々な御意見があったというふうには伺っております。10年ごとに講習を受けて免許更新していただくという非常に強力な法律でございましたので、教員の資質を向上させ、担保するという効果は非常に高かったと考えてございますけれども、他方でそのような制度でございまして、教員の講習を受ける負担感の指摘というのはこれまでもずっと頂いていたところでございました。このような負担感を一定は緩和しつつ教員の資質を引き続き担保するというところで、新たな制度を設計いただいたというふうには認識してございます。

小原正晃委員（分科員）

私も教員の負担の話は色々聞いておりました。今回こういう改正になって良かったと思っておりますけれども、こういう総括はやっぱりできるだけ県教育委員会からも文部科学省に上げてもらいたいと思います。要望が1点です。

あともう1つは、更新制度導入後に免許を失効した方もいると思うのですが、そういった方は今回の復活によってどうなっていくのでしょうか。

義務教育課長

失効には2つ類型がございまして、1つは更新制度が導入されてから免許を取られた方で、この法律の施行までに期限が来てしまう方は失効という形になります。もう1つは、この更新制度が導入される前に免許を取った方は休眠という形になってございまして、効力はなくなっていないという扱いになります。

それぞれについて申し上げますと、まず休眠のほうは、法律の施行によって自動的に復活と言うとち

よっと違うかもしれませんが、期間の定めがない免許になりますので、これからも御活躍いただけるものと考えてございます。教員不足の話もございまして、義務教育課としては休眠の方のリストを作って、これからも御活躍いただけるようなことをしていきたいと考えてございます。

もう一方で、失効された方については、再授与申請を頂くことによってもう一度失効した免許を再授与させていただくことが可能でございます。両者について再授与の手続が必要でございますので、事務的な負担感があるのではないかという御指摘をいただいております。再授与申請の軽減、手続の簡素化についても現在検討しているところでございます。

小原正晃委員（分科員）

事務はどこでやるものなのですか。

義務教育課長

義務教育課において行います。

小原正晃委員（分科員）

あと、先ほどお話がありました今後の新たな研修制度のことです。これはどんなもので、いつ頃発表されて、どういうふうには運営し、教職員の皆さんにやっていただくことになるのか教えていただければと思います。

総務課長

基本的には現在行っている研修について、キャリア指標（秋田県教職キャリア指標。平成29年4月の教育公務員特例法改正により任命権者が定めることを義務付けた、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標のこと。）に基づいて、それぞれの指標ごとに効果的かつ教員が意欲を持って受けられる研修体系を今年度検討しているところでございます。今年度末までには来年度以降の研修体系が決まりますので、それをもって各教員にお知らせするという予定でございます。

小原正晃委員（分科員）

来年度から始まることでしょうし、あまり告知期間とか準備期間が短くても学校によって負担が非常に増えるものなのかなと予想されるのですが、そういったところの対応はどのように考えておられるのですか。

総務課長

あまり遅くならない時期に告知するということが必要なのですが、現在の研修体系と大幅な変更がないようにすることも1つ重要な視点かと思っておりますので、それは検討しながら進めていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

国からまだ具体的な通知が来ていないと思うのですが、そういったのが来たらなるべく速やかに現場のほうに連絡していけるようお願いしたい

と思います。

総務課長

研修の内容及び体系については、各任命権者——県教育委員会で定めることになっておりますので、秋田県の教員については秋田県教育委員会で検討して決めていきたいと考えております。

委員長（会長）

他にないようですので、高校教育課関係はございませんか。

小原正晃委員（分科員）

給食費の関係で、先ほど15%の価格上昇についてということだったのですけれども、更に上がった場合はどうなっていくのか教えていただけますか。

高校教育課長

まず、現状のいろいろな商品の上げをリストアップしまして、少し余裕を持って15%と設定しました。途中で変更をしていくことはその部分で対応できると考えておりましたので、更なる変更は考えておりません。

小原正晃委員（分科員）

あと、食材の購入費だけではなくて、燃料費や電気代だったりいろいろなものも上がっていると思うのですが、そういったものにも対応できるのですか。学校ごとに対応するのですか。

高校教育課長

基本的に食材の高騰分のみに対応するということですので、燃料費等への対応は考えておりません。

小原正晃委員（分科員）

そういったところもいずれ何かしら考えていかなければいけないのかと思います。

あと、最後に1点ですが、今回は県立学校への支援ですけれども、市町村立学校の給食は市町村で予算をつけてやっているものだと思います。今回の県の支援と市町村の支援の差はなく——受け取る側の子供たちの給食に差がなくなると考えていいのですよね。ここは15%であつちはずっと少ないとかということではないですよ。

高校教育課長

先ほども少し話があったのですが、県・市町村緊急時連絡会議というのがございまして、そこで情報交換をいたしまして、県では県立学校に大体これくらいのパーセンテージで補助したいということを経済交流いたしました。もちろん市町村のお考えがございまして、どうなるか分かりませんが、6月2日の聞き取りの状況では、全県で8町村がその対応を考えているという状況です。同じ割合になるかどうかは、ちょっとそこはまだ今のところ分かりません。

委員長（会長）

関連ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、特別支援教育課関係はよろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

次に、生涯学習関係はございますか。

東海林洋委員（分科員）

債務負担行為について1つお伺いします。

現在の指定管理者は一般財団法人秋田県青年会館（秋田県内の青少年団体の健全なる発展を助長し、もって教育文化の振興に寄与することを目的に、青少年のための社会教育事業や青少年団体活動の支援、青少年宿泊研修施設の指定管理運営運営事業等を行っている。）ということですが、ここはずっと複数の応募があるものですか。

生涯学習課長

平成28年度からは、応募は1団体で青年会館だけですけれども、その前の平成23年度からのときは2団体——もう1団体は貿易関係の団体なのですが、応募がありました。

東海林洋委員（分科員）

宿泊施設等は私の地元にもあるのですが、誰も応募しないという状況も出てきていますし、1つの事業者がずっと同じようにやっているという状態が続いていると今日の新聞にも載っていました。今までは直営や三セク（第三セクター）から民間へとコストダウンとか競争だという話をしていたのですが、もうそろそろその考えだけでは無理だろうということが出てきたものと思います。もちろんそれは県でまとめて考えることかもしれませんが、やっているところから「10年くらいをめどにしたらどうか。」という声も出ていましたので、3年間というのが足かせというか、短過ぎるという声は出ていませんか。

生涯学習課長

短いという話は私のところには入っていないのですが、昨今の状況を見ると少子高齢化による人口減少によって利用者は減っていくだろうと。それと、コロナを含めた社会情勢の変化があまりに急激で予測困難であると。そういったことを考えると、柔軟に対応していくためには5年よりは3年——社会の変化を見極めつつ3年程度の間に今後の施設の在り方について考えていかなければいけないということで、そのための3年と考えております。

東海林洋委員（分科員）

投資したりするところは長いほうがいいのかと思うのですが、施設そのものの考え方を考えることを検討するところもあるということなのですね。教育部門

は教育庁ですけれども、全県的に相当早めに考えないといけないと思います。知事部局のほうから何か連絡は来ていないですか。

教育次長（伊藤真人）

指定管理の期間については、総務部総務課で基本のルールといいますか考え方を出示してまして、5年間を基本とします。指定管理を受けるほうも経営の安定性とか将来の見込みとかを見ながら経営していきますので、あまり短いと費用も掛かり増しになるというようなこともありまして、基本的には5年をルールということにさせていただいています。

今回のユースパル（秋田県青少年交流センター）については、先ほど課長からも説明がありましたけれども、少子化やコロナの状況もありますし、そういった中で今後のユースパルの在り方をどうしているのかを考えて、その次に生かしていくとすれば、5年だとちょっと長くなりますので、まずは3年ということで指定管理期間を設定した上で、その間に県とも並行して進めていくということで期間を設定させていただいております。

委員長（会長）

ほかによろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ないようですので、最後に保健体育課関係ございますか。感染対策、議案関係よろしいでしょうか。

【「なし」の呼ぶ者あり】

総務課施設整備室長

先ほど北林委員からインフレスライドの何%以上だと申請できるかという話がありましたが、1%以上変動していれば請求は可能だということです、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（会長）

よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、以上で教育委員会の議案に関する質疑を終了します。

審査の途中ですが、昼食のため休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

午前11時10分 休憩

午後 1時28分 再開

出席委員（分科員）

委員長（会長）	今 川 雄 策
副委員長（副会長）	児 玉 政 明
委員（分科員）	北 林 康 司

委員（分科員）	鶴 田 有 司
委員（分科員）	高 橋 豪
委員（分科員）	東海林 洋
委員（分科員）	小 原 正 晃

説明者

教育長	安 田 浩 幸
教育次長	伊 藤 真 人
教育次長	和 田 涉
総務課長	元 野 隆 史
総務課施設整備室長	安 田 一 彦
教職員給与課長	伊岡森 亨
幼保推進課長	熊 谷 仁 志
義務教育課長	稲 畑 航 平
高校教育課長	佐 藤 進
特別支援教育課長	佐々木 孝 紀
生涯学習課長	中 田 善 英
生涯学習課文化財保護室長	
	武 藤 祐 浩
保健体育課長	寺 田 潤
福利課長	太 田 司

委員長（会長）

委員会及び分科会を再開します。

教育委員会関係の請願の審査を行います。配付しております請願一覧表により、継続審査となっている請願から順次審査を行います。

11ページをお開きください。請願第7号「義務教育費国庫負担金制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について」を議題とします。

現状に変化はありませんか。

義務教育課長

現況に変化はありません。

委員長（会長）

請願第7号について、御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

13ページをお開きください。次に、請願第11号「秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について」を議題とします。

現況に変化はありませんか。

高校教育課長

現況に変化はありません。

委員長（会長）

請願第11号について、御質問等ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

15ページをお開きください。次に、新規の請願であります、請願第53号「子どもたちの心身の健全な成長・発達のための教育活動を求める請願につ

いて」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

保健体育課長

【請願一覧表により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終わりました。

請願第53号について御質問等ありませんか。

北林康司委員（分科員）

マスクの着用をやめるべきだとか、マスクの着用によっていろいろな障害が出ているという話がありますが、実際に学校の現場ではどういう声が出ているのか、皆さんはそれを把握していますか。マスクをつけるたびに「こうだ」とか「ああだ」とか、そういう話が請願の趣旨に書いていますけれども、学校でそういうことはありますか。なければならないでいいですよ。

保健体育課長

全てを把握しているわけではありませんけれども、確かに保護者からそのような声が上がって、この後循環器系の疾患などになるのではないかと危惧をしているという声も聞こえてきていることは確かであります。

北林康司委員（分科員）

それによって学校に来なくなったという話がありますか。

保健体育課長

特にそのような報告は受けておりません。

北林康司委員（分科員）

できたらもう少し、現場にそういう声があるかどうかということ調べましょうよ。日本人はとかく事があればマスクをしてきた国民であるし、何も欧米の真似をしてうんぬんというか……。一番最初に国の方針にも腹が立ったのがあって、「重症化しない、軽症で済む。」みたいな話に変異株として増えた原因だろうと私は思うのです。どうしたって、人間としてそう言われると大したことはないのだと思ってしまうところがあるでしょうから、この請願の趣旨が本当かどうかということは別にしてみても、現場からこういうものが上がってきた以上は、やはり現場の声をもう少し収集して我々に知らせてほしい。要望しておきます。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

なければ、以上で請願に関する審査を終了します。

次に、教育委員会関係の陳情はありませんので、所管事項に関する審査を行います。

初めに、執行部から発言を求められておりますのでこれを許可します。

特別支援教育課長

【提出資料「第四次秋田県特別支援教育総合整備計画（骨子案）」により説明】

委員長（会長）

以上で説明は終了しました。

ただいまの説明及びその他の所管事項に関する質疑を行います。質疑は、各課室一括して行います。

北林康司委員（分科員）

特別支援教育課長、「各校種における特別支援教育の中核をなす人材の育成に係る人事交流」は、具体的にどのようなことを指すのですか。

特別支援教育課長

現在も行っておりますけれども、小・中学校の教員と特別支援学校の教員を2年間人事交流として交換交流しております。お互いの校種のことをよく知った上で特別支援教育について学んでいただいて、自分の校種に戻った後、その知識や経験を生かしていただくというような交流しております。

高等学校については交換交流はしてはいないのですけれども、この後の5年間ではその点についても考えていきたいと思っています。

北林康司委員（分科員）

長いこと行っていることによって、少し惰性になってはいませんか。私はそういうことをちょっと懸念するのです。健常者の子供を教えている先生方がそうだと責めるつもりはないけれども、2年間、行ってくればいいのだというように、何となく交流しているという感じになっていないかどうか、その辺はどうですか。

特別支援教育課長

この交流については、当初3年間という長いスパンで行っていたのですが、一度、数年やったところで検証し課題をまず把握しまして、3年間より2年間という短い期間のほうがいいのではないかとことで、現在は2年になっております。

それで、特別支援学校にいらした小・中学校の先生については、小・中学校に戻った後に特別支援学級や通常の学級で交流で得た知識や経験を生かして、支援の必要な子供に対する支援を行うことをお願いしております。

北林康司委員（分科員）

もう1つ、私の経験でいけば、盲学校在秋田市將軍野にあったときは八橋小学校と学校間の交流があり、音楽祭とか一緒に行ったりしていいなと思って、私も毎年呼ばれて行っていたのですが、今あのように離れてしまっている状況ですと、なかなか学校間の交流というのは厳しいですね。

特別支援教育課長

盲学校や聾学校については、以前土崎地区にありましたので、そこに近い小・中学校等と交流を盛ん

に行っておりました。今はかがやきの丘（あきた総合支援エリアかがやきの丘）に移転をしてみましたので、以前の近くの学校とは交流はしていませんが、今は上北手地区の子供たちと交流を行っております。

北林康司委員（分科員）

なぜそれを言うかという、議会の提案で手話は言語であるという条例（秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例）を作らせていただいて、今一生懸命頑張っただけよというのではいるのですが、もともとそういう土壌がなかったと言えよそのようになるのか。私がいつか課長に電話した——前の課長だったかな——伊藤博文（長州藩出身の明治時代の政治家で4度にわたって内閣総理大臣を務めた。）や山尾庸三（長州藩出身の明治時代の政治家で、工部省の設立に勤め後に工学関連の重職を任された一方、障害者教育に熱心に取り組んだ。）がヨーロッパに密航して、グラスゴー（スコットランド西部の低地にあるクライド川に面する港湾都市。）で工場に行ってみたら、そこでは手話で仕事ができると行われていたと。山尾庸三氏はびっくりして帰ってきて、直ちに建白書を上げて、今でいう特別支援学校を造るべきだと意見を申し立てたと。それからすれば、土壌がないとは言えないくらい歴史が長いですよ。だから、障害者教育の部分では、やはり病気の種類とか障害の種類が複雑になってきているのでしょ。そこが難しいところですか、どんなものですか。

特別支援教育課長

1つの障害種というよりは、今は重複の障害がある方が増えてきております。例えばこれまでは視覚障害教育や聴覚障害教育で行ってきたものだけでは足りなくなっている部分がありますので、職員の研修もこの後も重要視していかなければいけないですし、それを受け止める社会にも分かってくれという意味でも、小・中学校、高等学校との交流だけではなくて障害理解授業というものも行っており、そういうところで土壌を少しずつ作っていかねばと思っております。

北林康司委員（分科員）

一人の子が2つ、3つと重複していることがあるわけでしょう。そうすると、教える側としては大変ですよ、やっぱり。その辺の苦労は十分分かりますが、是非頑張っただけよと同時に、学校間の交流的なものをしていかないと、我々が幾ら条例を作っても、なかなかそういう障害者に対するノーマライゼーション（障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方のこと。）がうんぬんなんて言葉だけで——私は学校を移転するとき

に父兄の人に怒られたことがあったのですけれども、——簡単にその言葉を使わないでくれというような感じで。できたら健常者の子供たちがそこを理解できるような社会にするために、例えば手話だけでも入っていけるような、そういう環境がもっともっと広がるようにしてほしいと思います。そこは頑張っただけよ。お願いしておきます。

特別支援教育課長

ありがとうございます。

小原正晃委員（分科員）

1点関連で質問させてください。今こういう児童生徒の数が増加傾向にあると。切れ目のない支援に向けて、生徒のニーズだったり地域産業の動向を踏まえたところで、職場実習先の開拓が大事になります。これは生徒が増えている中で、親御さんたちからも非常に期待されている分野だと思います。今までもずっとそうだったし、これからは課題になっていくと思いますが、学校を出た後の長い人生、生活をどうするかというところを頑張っただけよと思っております。こういう計画を策定していくことで、今後どう取り組んでいくのかお知らせください。

特別支援教育課長

障害者雇用につきましては、以前よりはパーセンテージも上がってきておまして、例えば10年ぐらい前ですと20%台、30%前半というところだったのですが、現在は40%近いところまで来ております。令和3年度は、全卒業生の39%が一般就労をしたということでしたし、就労に当たってもこれまでにあまり取り組んでいなかった業種の開拓も続けているところです。具体的には、ここ数年ですが、事務職や公務員も念頭に置いて、雇っていただけるようにこちらのほうでも情報共有とか職場での実習を進めたいと思っております。

また、併せてですが、職に就いた後の離職というところも非常に大きな問題ですので、少しでも長く職を続けられるようにということで、本人はもちろんですが雇っていただける業者や会社のほうにも理解をしていただくように進めていきたいと思っております。

小原正晃委員（分科員）

非常に根気の要る仕事だと思いますが、一番求められていることだと思いますので、頑張っただけよと思っております。また、県庁や教育庁の雇用人数のアップについてもしっかりと対応できるようにこれからも頑張っただけよと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

中学校の部活動の地域移行という方向性が今示されております。私もスポーツ協会（公益財団法人秋田県スポーツ協会）に関わる者として非常に関心を持っているところなのですが、そのことで少

し伺いたいと思います。

まず、今の提言書を全部見たわけではないのですが、新聞などの報道を見ると、令和7年まで、取りあえず土日については先行して移行させるという方向になっているということなのですが、まずこの方向性の狙いというのはどういうところを考えているのか。スポーツ庁のほうのことだと思うのですが、分る範囲内で教えてもらえればと思います。

保健体育課長

今委員から話がありましたように、今週の月曜日の6日に、部活動改革の検討委員会において提言をまとめたものがスポーツ庁に提出されたと報道されたところです。もともとこの検討会議は部活動改革ということで設けられており、部活動改革の狙いは大きく2つございます。1つは、持続可能ということで、子供たちが望む活動をずっとやっていくことができるように、中学校の部活動も含めた地域のスポーツ環境の整備ということがあります。もう1つは、教員の働き方改革ということが大きな狙いでございます。

この検討会議はこれまで8回行われて、ある程度意思統一が図られたということで提言が示されたわけですが、今話がありましたように、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間ということに定めて、土日の部活動の地域移行を全国展開で進めていくということでもあります。

ただし、いずれにしても様々な地域の事情がありますので、複数の道筋であったり、あるいは多様な方法があるであろうということで、国としては統一した見解や方向性は示してはいますが、それぞれの地域で話し合っただけで決めていけるというようなスタンスであります。大きく決まっているところは、まず中学生の部活動の移行ではありますけれども、地域のスポーツ環境の充実を図る機会とすることが1つであります。それから、各市町村単位でスポーツ担当部局や教育委員会、あるいはスポーツ団体、学校関係者などの協議会をまずは設置しなさいと。協議会を設置して今後の方向性を検討しなさいということ。それから、新たなスポーツ環境の構築へ向けた必要な経費や人員等の措置などについても、その協議会で検討していくことが示されているところです。

いずれにしても、この後各市町村が主体となってそういう取組をしていくわけでありまして、県といたしましても、各市町村で今後検討していく際にハードルとなるようなものはどのようなものがあるのかというのを関係団体と協議しながら支援をしていく方向で検討しているところであり、今月末にスポーツ振興課、スポーツ協会、それから中体連（秋田県・秋田市中学校体育連盟）等と第1回

目の協議会を開催することで今進めているところであります。

鶴田有司委員（分科員）

いろいろ説明いただきましたけれども、スポーツ環境の整備については、地域によってそれぞれ違いがあるということなのですが、例えば県内でいくと——県内というか、他県もあるかもしれませんが——生徒の減少傾向で統廃合が進んでいるところと、それからまだその途中段階というところがあると思うのです。そうすると、限られた生徒数の中では限られたスポーツしかできないとか、あるいはもう少し広げると多様化できるとか、いろいろあると思うのですけれども、やっぱりそういう狙いも要素として何かあるのですか。

保健体育課長

今委員がおっしゃったこともそのとおりでありますけれども、先ほどもちょっとお話ししましたが、単に中学生の部活動を地域にただ移行しようというだけではなくて、中学生から高校生、大人、お年寄りまで、みんなが一緒になってやれるようなスポーツ環境を一緒に整備していくことを検討してほしいということが1つの大きな方向性としてあるかと思えます。

鶴田有司委員（分科員）

中学生だけではなくて地域で1つの方向性というところが今までと随分違い、その辺がこれからいろいろと話し合いをしながらということだと思うのですが、いずれ具体的に進んできたなら教えていただくことにして、今月末に協議会を開催するという話がありましたけれども、いつまでどのような方向でそれを進めていくのか、その辺もちょっと教えてもらえればと思います。

保健体育課長

確かに国で示しているのは、市町村が動くように話をしているわけですが、我々がまずアクションを起こさないとそれはなかなか進んでいかないだろうということで、関係者でまずは集まって、スポーツ協会にはどういうことをお願いするのか、例えば人材バンク——こういうのは各競技団体の協力を得ないとできないわけですし、スポーツ振興課も地域のスポーツクラブと総合型の地域のスポーツクラブ等を抱えておりますので、そこら辺の実態をこの後どのようにして変えていくのかということであったり、それから教育委員会でも、例えば学校で保護者や子供たちの意向調査やアンケートを今の小学生までを対象にして行うようにといったことも提言の中に示されておりますので、そういう動きもしていかなければいけないということがあります。いずれ、まずは県全体として各市町村にどのようなことをお願いしていくのかとか、それぞれの担当をどの

ようにしてすみ分けしていくのかという辺りの話をすることから始めたいと思っています。

昨年度と今年度にモデル事業として国の予算を配当して行っております。昨年度は羽後町、能代市で実践をし、年度末に成果報告会として全ての市町村の関係者に案内をして、成果報告会の内容を共有したという経緯がございます。今年度も羽後町と大館市がモデル地域として行っておりますので、そういうところの実践であったり、成果、課題であったりという辺りも各市町村と共有していきたいと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

1つ気になるというか、方向性でこれから示されていくということなのですが、例えば中学校の部活1つを考えた場合に、月曜日から金曜日までは今担当している先生が指導すると。そうすると、土日には同じ先生がやる場合もあるのかもしれませんが、別な形でやるということもあると。そうすると、何かそこで途切れてしまい、指導の一貫性が示されないの、生徒も戸惑ってしまうようなことがないのかとちょっと不安材料として持つのですが、その辺はどうでしょう。

保健体育課長

そのことはやはり前々から話題となっていて、平日に関わる学校の教員と土日に指導する地域のスポーツ関係者が必ず意思統一を図れるような方向性を定めていきなさいと、そういう場を設けなさいということでは言われているところであります。

いずれ秋田県の現状を考えた場合には、現在学校で指導している教員の方々にも協力していただかないと、十分な指導者はなかなか確保していけないのではないかと考えております。国でも兼業の制度を各市町村も含めてしっかりと整えるよう示しておりますので、この後我々のほうでも、実際に今指導されている先生方がこの後地域に移行するようになっていった場合に、土日の指導に関わっていく意思があるのかないのかという辺りもアンケートを取りながら、そういう状況もまとめていく必要はあるかと考えております。

鶴田有司委員（分科員）

そうすると、先ほどの協議会である程度の方向性を示しながら市町村に下ろしていくという感じになるのですか。

保健体育課長

飽くまでも主となるのは市町村なのですが、例えば市町村で「そういう人たちが集まって何の話合いをすればいいのか。」と、あるいは「うちのように人材が乏しい自治体であれば、この後どこに協力を求めればいいのか。」というようなことがやっぱり出てくると思うのです。その辺りに県として支援で

きることはないかとか、あるいは協議会を設けたときに今後の方向性を進めるためのコーディネーターを県から派遣するとか、そのようなことも含めて検討していきたいと思っております。

鶴田有司委員（分科員）

これから協議会で恐らくいろいろな意見が出てくる可能性があると思います。さっき私がお話したような不安材料が出てきたり、前向きな話が——今ここで私が想像していないようなことが出てくるかもしれません。今後そういう話合いが進んでいった段階で、どんな話が出てきて今後どんなふうな方向に進んでいくのかということも、ある時期には説明を加えていただいて、そういう機会を作ってもらえれば非常にいいと思います。これは随分大きな改革だと思うのですが、教育長としてはどのようにこれを捉えているものですか。

教育長

国の報告書が出たばかりですので、まだまだこれからという感じです。ただ、3年と出ていますので、そうゆっくりもできないのですけれども。提言が出る前の4月に、市町村の教育長といろいろと話して——当然こういう方向になるというのは分かっていたのでいろいろと話したのですけれども——実施主体が市町村ということですので、総論では賛成と言うのですけれども、いざやるとなると不安というか、どうしたらいいか分からないというのが各市町村の反応でした。

実際一番大きい問題と言われたのは、指導者の確保や保護者の負担が増えるのではないかとということです。ただ、それ以外の不安要素もたくさんあって、今委員がおっしゃられたように、見えない部分がまだまだたくさんあります。平日と休日の指導の絡みというのはしばらく続くと思うので、それに対処していくシステムをどう作るかという辺りも非常に学校としては重要な問題だと思うし、国とか県としては、例えば保護者の負担をどうやって減らしていくかとか、そういった様々な課題がこれから上がってくるのではないかと思います。

県でできることは限られているとは思いますが、今言った市町村のいろいろな不安や課題も取りまとめながら、方針とまではいかないのですけれどもそういったところを集約し、市町村の助けになるような協議会を開きながらやっていければとは思っているところです。基本は、まずどういった問題点が上がってくるかという辺りをこれから少し慎重に見ながら進めていかなければならないと思っています。

鶴田有司委員（分科員）

最後に、これは中学校ということで示されていますので、高校については取りあえずはないのかと思

いますが、中学校での地域移行ということなので、そのつながりというのも当然ありますよね。

保健体育課長

そういう声も上がっていることは確かなのですが、国の方針としては高校の場合には部活動を学校の特色としている学校も多いということから、今すぐに地域移行ということは考えていないということです。

ただ、今までの部活動がそのままいいというのではなくて、学校にとって適切な部活動の数であったり、あるいは子供たちが望む部活動が実際あるのかという辺りは、各学校でこの後検討していくというようなことは示されています。

鶴田有司委員（分科員）

まずは分かりました。今後進んだ段階でまたちょっと教えていただいて、いろいろ疑問点を聞かせていただきたいと思います。

北林康司委員（分科員）

これは、働き方改革の一環ということですか。松野官房長官（第1次・第2次岸田内閣において内閣官房長官、第3次安部内閣においては文部科学大臣を務める。）が文部科学大臣で秋田県に来たときに、「これからは教師の働き方改革を何とかしなければいけない。」と、「働く時間を減らさなければいけない。」という話でしたけれども、彼が文部科学大臣をやってから、今までどの程度、どう変わったものですか。和田教育次長、教育庁に来て偉くなってしまったから、現場のことは分からないでしょう。

義務教育課長

教員の働き方改革については、松野元文部科学大臣の頃から文部科学省が旗を振りながら、県でも精力的に取り組んでまいりました。2018年には「教職員が実感できる多忙化防止計画」を策定いたしました。2021年にも2021年バージョンの「教職員が実感できる多忙化防止計画」の策定及び周知を進めております。まずは状況を把握するために、教員の実際の勤務時間等の調査についても実施しており、この状況把握を踏まえて、それぞれの学校において働き方改革の取組を進めていただいているという状況でございます。

県としては、少人数学習推進事業において人員配置しておりますけれども、それに加えて豊かな学びと新しい生活様式のための支援員配置事業という事業を実施してございます。学習指導員及び学校サポーターを各校に配置することで教員の負担の軽減に努めております。

北林康司委員（分科員）

課長、今あなたの言っていることは分かるけれども、実際の現場ではどうなのかということ。

教育長

五、六年前に私は現場にいたのですが、働き方改革の観点から、確かに部活動の地域移行という話が出てきていたことは承知しているのですけれども、実は各校の校長——特に生徒が少ない学校の中学校の校長なのですけれども——共通の課題というのが、やはり生徒数の減少に伴ってチームが成り立たないため、部活動の廃止というのを考えなければならない時期になってきていると。だけれども、地域、保護者からはその部活はなくしてほしいと。部活動から社会スポーツにつながってくるので、そこを簡単になくしてほしいというのもあるとあって、非常にジレンマを抱えていました。

そこで何を考えたかということ、他校との合同チームで生き残りを図っていくという方法です。ですから、やがては地域、もしかするともっと拡大して市町村を越えることも出てくるかもしれませんが、子供たちがやりたいスポーツを生かしてあげたい、中にはその学校にある部活動が苦手な子供もいますので、本当に自分がやりたいと思うスポーツやレクリエーションをやらせてあげたい、世代を超えたスポーツをやりたいというニーズにも応えていかなければならない、そういう多様性も考えていかなければならないし、そういった時期がいずれ来るだろうと思っていましたが、それが今ここで来たのかというのが実情であります。

北林康司委員（分科員）

今のは、部活のスポーツ的な感覚の話。一方では働き方改革はそればかりではなくて、いわゆる事務量が多いとか、家へ持って帰って仕事しなければいけないという、昔からそういう話がたくさんあった。そういう点の改革はどうか。どう変わったの。事務量を減らせばいいではないかということも何度もあるのだけれども。文部科学省から指示があれば、それはできないだろうとも思うけれども。そういう変化はどんなものかということ。

教育長

事務量的にはそんなに大きくは減っていないとは思いますが、例えば会議を減らすとか、会議で使う書類を少なくするとか、しなくてもいいことはしないようにするとか、あるいは1人でやる仕事をみんなでまとまってやると1人の負担が減るとか、様々な工夫を学校でして、以前よりはそういった意味での意識改革や学校の仕事の改革は進んではきていると思います。ただ、仕事量がそんなに激減しているかどうかと言われると、そんなに感じないです。

北林康司委員（分科員）

教育長、それは減らせないの。減らさなくてもいい話ですか。

教育長

減らせるところは減らしているのですけれども、やはり子供の指導に関わるところとか、高校では進学や生徒指導的なことに関してはなかなか減らすことが出来ないところも多々あります。また、授業改善の教材研究的なところもなかなか減っていかないのではないかとは思いますが。

教育次長（和田渉）

小・中学校に関して言いますと、昨年度働き方について勤務時間を調査しました。特徴的なことは、やはり中学校の教員がどうしても勤務時間が長くなる傾向にありました。数年前に比べると、学校の努力によって減らすものは減らす——例えば事務的なものを減らしていく、それからICTに転換できるところは転換していく、そういった努力でかなりのところは減ってきました。しかしながら、中学校に関しましては、いつまでたってもなかなか減り幅が少ない。それは何が違うのかというと、小学校では大体スポ少に移行していますが、中学校の場合は部活動があるのでこの時間はどうしても減らせないというのが私たちの分析です。ですから、これから土日の分が減ると、中学校の教員の超過の時間が——在校等時間ですけれども——減ってくるのではないかと考えています。

北林康司委員（分科員）

でも、そこを減らせないとするならば、やはり教師になる際にその覚悟はしてもらわなければいけない話だろうと思います。片や、新しいカリキュラムを取り入れるというと、教師の忙しさはどうなるのかとこの委員会がよく出た話です。でも、先生になる以上は、その部分はやはり頑張ってもらわなければ、教師はそれだけ尊敬される立場でもあったはずですので。

教育長

仕事の量がなかなか減らないということで我々が国に要望しているのは、教員の定数を増やし数を増やしてほしいということです。それがやはり多忙化解消に一番つながることになるわけですが、そこはなかなか簡単にはいかないのです、少ない人数で同じ仕事をしている状況が続いているということがあります。そこが我々の国への一番の大きい要望だということなのです。

北林康司委員（分科員）

先ほどの請願の話だけれども、国庫負担2分の1復元の話があるし、もう一回戻すとすれば教育無償化みたいな話がどんどん出てきている状況の中で、やはりもう少し金を出してくれと言わざるを得なく、やってもいいのではないかと。違った角度からどう攻めるかは別として。元に戻してくれと。予算上がってすごいね。兆を超えてしまっている時代になってきた。でも、ほかのものでも必要だから、

こうしてきたことは事実だろうけれども、おかげさまで幼児教育の無償化はやっている。最近の大学まで無償化というのはどうかという感じはするけれども、それは困窮した人という表現をしているのかどうかは別として、教育に金が掛かるという話はやはりしっかりと議論をして、要望して、少人数学級でいけば2人とか3人とかと教員をつけていくわけでしょう。それによって働き方改革ができるというならば、そこはやっぱり突っ込んでいかなければいけないよね。でないと、永遠に同じような話題が必ず出てくると感じるのだけれども。教育長、頑張って増やしていけるように、文部科学大臣とやり合ってください。

小原正晃委員（分科員）

先生の働き方改革は絶対にやらなければいけないことだと思うのですけれども、また一方で部活を指導したい先生も多くいると思います。私の知り合いにも競技をやっていて、教えたくて先生になった人たちがいます。そういう人たちをどう見ていくのか。しっかり見てもらいたいと思うのですけれども、その辺はどう話し合って進めていくのですか。

保健体育課長

先ほども少し申し上げましたけれども、希望する教員が——例えば土日への移行のときには土日ですけれども、平日への移行もその後進んでいくわけですので——その指導に携わることができるように整えていくことになっております。

小原正晃委員（分科員）

市町村教育委員会が考えていくことになると思いますが、地域によって差が出て、平等性の問題が生じると思います。これからいろいろな協議会を作って話し合っていくのだと思うのですけれども、話し合っても指導できる人がいないというのが今のスポ少を見ての現状だと思うのです。本当にいない場合はどうするのだろうと思ってしまいます。そうなった場合はもっとお金を払ってでも、例えば先生たちにもう少し手当を出すとか、何か差をつけるだとか、そういうことを考えてやらなければいけないのかという思いもあります。

あともう1つが民間に移行するというので、参加費用だったり保険料が増え、今まで以上に保護者の負担が増えて大変になるのではないかということも話し合われていますよね。物価高騰もあって厳しい環境の中で、更にこういう負担も増えていくとなった場合、地方や山間部などにとって非常に苦しくなるだろうと思うのです。そうしたところも国でもしっかりと見るという議論が出ているようだけれども、県としてもそうしたところもしっかりと対応できるような形で議論してもらいたいし、進めてもらいたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

保健体育課長

今委員の御指摘のとおり、様々な保護者の負担が増えるのではないかという懸念があります。小さなまちにスポーツクラブがないとすれば、子供たちが隣の市に通ったりすることも出てくる可能性があり、その送迎も保護者の負担として増えてくることも考えられるかと思えます。

国では、各市町村が協議会を経て指導者を確保した際に、その指導者に係る経済的な面の補助であったり、保護者が子供たちにスポーツ活動をさせるために掛かる費用であったり、その辺の補助のこともこの後検討していくことが示されており、その動向を注視しながら、県としても考えていきたいと思っております。

高橋豪委員（分科員）

先ほど来議論になっていきますけれども、非常に難しい問題だと思います。聞けば聞くほど最終的には中学校の部活動がなくなっていく方向なのかというようにも捉えられると思うのですが、その辺はどうなのか。今は、先生方も毎週土日に出て一生懸命朝早くから御指導いただいているわけですが、そういったのをまずやめて労働時間を少なくしていきましようという中であって、次は平日にとなつて、そうなったときの今のスポーツ部や文化部の部活動としての位置づけはだんだんと学校から離れていくものなのかどうか、どういう方向性なのかでしょうか。今はまだ話が出たばかりですが、何かそういう気がしますけれども。

保健体育課長

私も何回か検討会議の様子を見させていただいたりしてはいるのですが、これまでもスポ少と同じように中学校の部活動を地域に移行していこうという話は何回もありました。ですが、様々な障壁がありなかなか越えられなくて、また元に戻って学校でということをお繰り返してきたのですが、今回はかなり本気度が違うと強く感じます。

土日は子供たちも保護者も時間があるだろうと、指導者も働いている人でも関わられるだろうと、まずはここからやるのがベストなのではないかということで、土日の地域移行を進めているのですが、最終的にはやはり平日も地域移行していこうと。だから、地域によっては土日も一緒にやってもいいと示されていますし、土日が無理であれば平日からやってもいいというようなことも示されています。先ほど言いましたように、複数の道筋があると。そして多様な方法があるということで、今回の提言は飽くまでも選択肢を示すような形になっています。その中から選んで、自分たちの地域に合ったものを進めていくという方向性が示されていると思えます。

いずれそう簡単に全てが移行するとはならないと

思います。今のスポ少でもかなり時間が掛かったことから考えると——そこまでは時間は掛からないかもしれませんが——まだまだ学校の部活は残っていくし、地域に移行しても活動拠点は学校の体育館だったりすることも十分あり得ることですので、時間は掛かりますが、方向性としてはいずれ学校の部活動ではなくなっていく方向で国は考えています。

高橋豪委員（分科員）

先ほど話に出ていましたけれども、人材が地域にいないですし、スポ少を見ている好きな人が一生懸命ほとんどボランティアのようにやってくれているというのが非常に多いと思います。多少謝礼のような感じでお支払いしているのでしょうかけれども、そういう人がいる地域といない地域によって、スポーツであれば競技の種類によってもいろいろ違うということもありますので、これまで部活動として学校教育の一部分という形でやってきたものが、地域によって子供たちに不公平が生じることにならないようにしていただきたいとは思っております。もちろん先生方の負担軽減というところは一番考えなければいけないところなのですが、この後その点についてはまた改めて議論させていただければと思います。

委員長（会長）

関連はありませんか。いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

では、他にありますか。

高橋豪委員（分科員）

また別のこととなりますけれども、2001年の今日、大阪府の池田小学校で子供たちが襲われる事件があり、あれから21年経ったという報道がされております。学校に不審者が入ってくるということは秋田県ではめったにないと思いますが、改めてこういった機会に学校の防犯について考え直す必要があるのではないかと思いますけれども、現状はどのような対応を取られておりますでしょうか。

保健体育課長

昨日も大分ニュースで報道されていましたが、生活安全に係る研修については、毎年全ての校種の先生方に集まっていたりして研修を行っております。

それから、各学校、地域に学校安全ボランティアや見守り隊という方々が——これは不審者も含めて生活安全や交通安全もそうなのですが——いらっしゃいますけれども、その方々を指導する立場でスクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）という方々を県で市町村にお願いして任命しまして、その方々に対する研修や協議会を県主催で行い、これを地域に持ち帰っていただいている見守り隊の

方々に対して見守る際のポイントなどを指導していただくという取組をしているところであります。

また、各学校でも生活安全、防災、交通安全それぞれの研修を毎年のように行っているところであります。

高橋豪委員（分科員）

いろいろな取組をされているということなのですが、突然そういうことが起きると、なかなか現場で対応するのは難しいだろうと想像しますけれども、例えば警察署との連携というか——学校とは違うのですが、例えばコンビニだったら強盗が来たら、足でスイッチか何かを踏めば警察につながるのかそういう仕組みもあるようですけれども、そういったものはまだ恐らく学校には導入されていないのだろうとは思いますが、県警と連絡を密にし有事のときにすぐ連絡できるような、そういう体制はありますでしょうか。

教育長

秋田高校の例で言えば、不審者対応研修会を毎年行っていて、秋田東署の警察官が不審者役で不意に来られて、職員がさすまたで押さえるという研修をやっていますし、不審者が来たときの暗号の放送も決めていたり、そうした対応は毎年行っています。

高橋豪委員（分科員）

各高等学校、各市町村立小中学校もありますので、いろいろ大変だとは思いますが、これを機会に再度周知徹底と対策強化に努めていただければと思います。

東海林洋委員（分科員）

2点ほどございます。できれば各委員の御理解をいただいて、是非取り組んでいただきたい点を御提案申し上げたいと思います。

1つは、秋田弁護士会から申入れがありました高校生への適切な消費者教育についてです。この4月から民法改正で成年年齢が18歳に引き下げられました。取消権を充実するように附帯決議で示されているのですがまだ講じられていないので、悪徳商法に引っかかる可能性があるということで、去年の11月から3月末までで県内の14校、今年は30校という枠を決めて、弁護士会で消費者教育を、教材から含めて講師もやっておられるのですが、大分県内の高校からも要請が多いようでございます。

今は、弁護士会のある意味善意ややる気に支えられてやっているわけですが、単独でやっていくのは弁護士会でもなかなか大変であるということも言っていますし、当然のこととして問題が起こってからよりは事前に教育することは必要なことだと思いますので、教育庁というよりも秋田県全体として、国全体でも必要なことだと思います。あまり予算のこ

とを考えないで、むしろ公的に秋田県として取り組んでほしいという要請がございました。

やるためには、確かに予算措置ややり方はいろいろあるとは思いますが、今年度は30校で予定していますが、30校では足りないわけです。県内全ての公立、それから私立もございいますから——62校ですか——その分は、できることなら取り組むと決めていろいろ進めていただいて、今年の補正予算等でも対応していただきたいという申入れがございました。どうでしょうか、皆さん、これは是非やっていただきたいと思うのですが、早急にできるようにしていただきたいと思います。

教育長

消費者教育は非常に重要なテーマであり、18歳成年ということで教科では家庭科でやっているわけですが、そういった専門人材の方のいろいろな指導も当然必要になってくるとは思いますので、検討してみたいと思います。

総務課長

県民との協働事業のような形で、高校生に対する消費者教育を行ってこないかという提案型の事業を、あきた未来創造部が中心となって考えて取りまとめを行っているところです。高校生の消費者教育だけではないのですが、その中の1つとして教育庁として乗りたいということは考えて検討しているところでございます。

東海林洋委員（分科員）

予算は、県が教育委員会に再配当してもいいわけですから。当然現場とのやり取りには皆さんのところで協力していただかないとなかなか大変な面もあると思いますから、そうだとすれば我々もそちらとも——知事部局と少し調整してやれるように頑張りたいと思いますので、是非教育庁でも進めていただきたいと思います。

鶴田有司委員（分科員）

高校教育課長は知っていると思いますけれども、今のこの事業は3年生が対象なのです。でも、これから18歳に達する高校生がずっと出てくるわけです。少なくなるかもしれないけれども。だから総務課長、そこはよく御理解いただいて、あきた未来創造部がずっとやってくれるのだったらやればいいのでしょうか。

総務課長

提案型の事業になりますので、選定されたとしても今回のものはきっと単年度になると思うのです。次年度以降については、また新たにやり方を考えていかなければならないとは思っています。

委員長（会長）

東海林委員、他部署との関連はそういう方向でよろしいでしょうか。

東海林洋委員（分科員）

やってもらえるのであれば、是非お願いします。

2点目は、今回の一般質問でも複数の議員から出ておりましたが、給食ではなく高校生の食事——昼食と言ったらいいか、その問題についてです。やはり羽後高校の例が刺激になったのか、皆さんにとって非常に関心事であります。学校が統合したり保護者の方々の働き方も大分変わってきていますし、更に今は昼休みは外には出ていけないということでしたので、学食もないとなると昼食の選択肢はほとんどないこととなります。これをぽつぽつと考えるよりは、生徒あるいは保護者の方の考え方や各学校、地域の抱える状況等をきちんと調べて——可能であればというよりは、どうすれば提供できるか、一番いいやり方は何かというものをきちんと教育委員会で調べて、市町村や学校、地域、民間の業者とも協議してそれを示して、やれるところから取り組んでもらうのがいいのだらうと私は思います。皆さんが様々なアイデアをお持ちかと思えますけれども、中心はやはり県の教育委員会で主導的にやっていかれるのがいいかと思えます。

実は、内々にもうそういう状況はどうですかとお聞きしておりますので、保健体育課あるいは高校教育課で様々な調査等をやっておられると思います。すぐというわけにはいかないでしょうが、例えば今年度中にそういう問題を捉えた上で、来年でもできるところから着手していくということを目指に、ちゃんとした協議会なり検討会を作ってもらいたいということです。御返答をよろしくお願いします。

教育長

一般質問の答弁でもお答えしましたけれども、学食があるところもありますし、購買があるところもあり、高校によって様々な状況があります。家で作ってもらう子が大半でしょうけれども、今の高校生を見ていけば、コンビニで買ってくるパターンが——私も庁舎に来るときは買ってきますけれども——一番多いのではないかなと思っています。

どうしても昼食を準備できない子供がどのくらいいるのかという辺りについては調べてみなければ分からないと思いますけれども、現場にいれば生徒や保護者から、例えば「昼食を準備する場所がなくて。」とか「時間がなくて不便している。」という話は言いにくいのかもしれないのですけれども、あまり聞こえてこないです。何かしら準備をした上で学校生活を送っているのだから、それほど大きく——例えば弁当を学校で売らなければならないとか、あるいは学食を準備しなければならないという状況は今のところあんまりないのではないかとはいっています。

ただ、昼食に関しては今回話題になっていますけ

れども、いろいろな状況を見ながら、そうした子供がいればやはり考えていかなければならないところもありますし、まずはいろいろと調べてみたいと思います。ただ、民間は大体採算が取れないので入ってこれない状況が——相談してもそういう状況があるので、それ以外の考え方はなかなか難しいとは思いますが、いろいろ相談しながらできるものがあるかという辺りは考えてみたいと思います。

東海林洋委員（分科員）

基本的に調査しないと本当のところは分かりません。その結果、本当に需要がないのであればそれはそこでとどまるかもしれませんが、今のICTを使えばキャッシュも要らないし、好きなものを事前に空き教室にずっと持ってきて、そこで予約した分を受け取れるとか様々な方法があると思います。

もう1点、秋田県はやはり食料生産基地として、本来地域の優良で安全な食料を積極的に子供に提供すべき時期に来ていると思うのです。だから、そういうこともうまく取り入れられれば、地域によってはできるところもある。だから、否定的ではなくて、調査の結果を踏まえた上でできるものをできるやり方で考えていくという方向で是非検討をお願いします。

保健体育課長

委員からそのような御提案があって、こちらでも様々な調査をしたところでもあります。例えば他県の高校で給食を実施しているところはどれくらいあるのかとか、あるいは実際に県内の高校で学食のあるところの活用率はどれくらいなのかとか。そういうのを見ますと、やはり活用率もそんなに高いわけではなかったのです。具体的な数字ですが、今県内に食堂がある学校は高校で7校あるのですけれども、一番多いところで27%くらいの活用率で、大体10%前後の活用率なのです。例えば、800人いる秋田高校であれば、大体平均して1日50食だという話でした。売店で弁当を販売している学校もあるのですけれども、そこでも1日10食から15食が最大だという話なのです。だから、なぜそこが活用されていないのかとか、そういう状況であるのはどういった原因があるのかと、まだまだいろいろな情報を分析していく必要があると思っています。

委員がおっしゃられたように、今はスマホで弁当を注文して学校に届けてもらうということも全国展開してあるとの情報も入っていますので、実際どうなのかという辺りももう少し情報をつかんでいきたいと思っています。いずれにしてもニーズが一番だと思いますので、もう少し情報収集することを考えております。

小原正晃委員（分科員）

何点かお願いします。

初めに、先ほどの消費者教育の件です。マルチ（マルチ商法。商品やサービスを契約して販売組織に加入した上で、次は自分が友人等を勧誘して新たに加入させると、紹介料やマージン等の利益を得ることができ、これが連鎖的に拡大していくしくみのこと。）の取引についても、18歳から20歳くらいの人たちが非常に多いということで、私たち県議会にも相談が来たりするという話も聞いています。是非とも、18歳になる前の高校2年生くらいには取組を進めていただきたいということを、私のほうからも皆さんと同じく強く要望しておきたいと思えます。

次に、高校教育課長、いじめの問題についてです。昨日読売新聞で記事になっておりましたけれども、県北の県立高校に通う高校生が深刻ないじめを受けているということで、オンラインの文春（文春オンライン）などいろいろと記事が載っているということでした。これはいつからこういう問題があつて、どのような対応をしているのか、簡単に時系列を含めて教えていただけますでしょうか。

高校教育課長

昨日読売新聞で報道がありましたので皆さんもご存じだと思いますけれども、県北の高校においていじめ事案が発生し、それを把握したのが前年の1月でした。その後その内容を検討し、県でも報告を受けまして、県で重大事案であると判断したのが3月、そして令和3年度4月になってから第三者委員会を設置しました。

内容が非常に難しく、第三者委員会の委員にお願いした先生方も仕事を持たれていましたのでなかなか集まれなかったのですが、その後十四、五回調査等で学校等にも行かれまして、まずあらあらの素案なのですけれども、報告書が出来たのが今年の3月でありました。3月に報告書が出来たのですけれども、それに関して4月の下旬ですが、被害を訴えております御本人、それから保護者、代理人の弁護士もおりますので、その方々に説明をさせてもらっています。説明する主体は第三者委員会で、相手に対し説明する場に高校教育課の職員も数名同席させていただいて、その話を聞かせていただいています。その結果、それを受けて被害者側から内容についての意見書を提出してもらいまして、それは事務局の高校教育課で受け取りましたので、それを今度はもう一度第三者委員会にお返しして、これに対してどのように対応するか、今そこまでの状態だということです。

小原正晃委員（分科員）

第三者委員会というのは、どのような方々がメンバーになられて——名前ではなくて、どういう職業の方ですか。

高校教育課長

第三者委員会のメンバーについては国からも指示がありまして、まずは弁護士、精神科医、臨床心理士、それから教育関係のメンバーは入れることとなっております。

小原正晃委員（分科員）

また、この記事を見ると、第三者委員会が作った報告書の内容ではないかという感じで書かれていると思います。こういったことはどこから出たのかと思っただけでも、高校教育課からほかに情報を出すというようなことではないですよ。推測にしかならないと思いますがどこから出たのか疑問に思うので、県から出たことではないというのを確認したいと思います。

高校教育課長

確かに記事の中に報告書という書き方があつたので実物があると思われるところもあるのですが、先ほど説明した4月下旬の第三者委員会の報告のときに、素案とって——まだ完成品ではない調査過程のものなのですが、それを被害者側の方にお示ししています。2冊を紙状でお渡ししており、そのまま持ち帰っております。それは途中のものなので、同席した我々の手元にはありません。

小原正晃委員（分科員）

県にはないと。

高校教育課長

ええ。もちろんですが、我々のほうからそういう内容を出すことはございません。

小原正晃委員（分科員）

了解しました。

あともう1点ですが、記事を読むと被害生徒の母親から再調査を求めるといふようなことが書かれております。求められた場合、今後スケジュールを含めてどのようにしていくのか、どういうふうな返答をしていくのか状況を説明していただけますでしょうか。

高校教育課長

今は第三者委員会の返答を待たないといけないのですが、まず再調査の訴えがあるということは当然こちらも重く受け止めますけれども、やはり第三者委員会がどのような回答を持ってくるかによってどう対応するかは変わってきます。

ただ、いずれ我々もその報告書を教育委員会で受けますと、それに関して最終的には知事まで報告をさせていただきます。同時に健康福祉部の福祉政策課にも同じものを持っていかせていただいて、こちらでも内容を判断していただいて、今後の対応を指示していただくこととなります。再調査なのか、あるいは改めて調査をするかでまた調査の主体が変わってくるのですけれども、いずれまだはっきり分か

らず、時期的なものもどうなるのか分からない状態
であります。

委員長（会長）

関連等ありますか。いいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

では、ほかのところについて何かありますか。

小原正晃委員（分科員）

不登校について聞かせていただきます。

コロナ禍で休みが多くなってきたこともあり、その影響もあるのかと思っておりますけれども、不登校も増えているのではないかという話を聞きます。正確なところは分からないのですけれども、不登校の子供というのは全体的に増えたのか、減ったのか、この数年どのようになっているのか教えていただけますか。

義務教育課長

不登校の子供は全国的に増加傾向にございます。秋田県について申し上げますと、定義としては年間30日以上欠席者数ということで調査してございまして、令和元年度は小学校、中学校の合計で955名だったものが、令和2年度の調査では1,055名となっております。増加傾向は全国的な傾向となっております。

このような状況を踏まえまして、県教育委員会としてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を今年度更に予算を増額いたしまして配置を増加してございます。そのような専門家の方々の支援を受けられるような体制をまずは進めていきたいと考えてございます。

高校教育課長

高校の状況もお伝えいたします。コロナ禍と申しますと令和元年の後半からとなりますけれども、特に増えたという印象はありません。県内では大体300人弱であり、令和2年度は少し減っていたということで、特に増えた感じはありませんでした。

小原正晃委員（分科員）

では、中学校では増えたけれども、高校では同じくらいということですね。

こういう不登校の子供たちが通ったりするスペース・イオ（不登校状態にある児童生徒に居場所の提供や学習支援を行う公的支援機関のこと。）というところもあるのですけれども、こうした子たちの進学状況というのはどのようになっているのか分かりますでしょうか。

高校教育課長

スペース・イオですけれども、県内に4か所ございます。その4か所で、主に中学生が学校にはなかなか行けないけれども、学習の機会や共に学ぶ機会を設定できるということで運営しているのですが、

令和3年度の中学校3年生に相当する生徒がおおだては4人——これは年度末の数を上げていますので、途中で増えたり減ったりはしているかもしれませんが——明徳館（秋田明徳館高校）は40人、かくののだては5人、よこては7人在籍していることになっておりました。合わせると56人在籍しているのですが、ほぼ全て——ほぼ全てと申し上げたのは2人を除いて高校等に進学はしております。高校等と申し上げたのは、県立高校、私立高校、ほかに単位制の学校などもございますので、いずれ合わせると96%強が取りあえず進学はしたという状況でございました。

小原正晃委員（分科員）

中学校の授業を休みがちだというようなところもあったりして、今コロナの影響で全体的に休む人も——不登校ではなくても休まざるを得ない人も——多く、欠席状況が入試などに影響はないのかというようなことを聞かれまして、そこの辺りはどうなのでしょうか。入試に休みが影響するか。

高校教育課長

高校入試のときには、中学校側からいろいろな書類を提出してもらっています。その中に調査書というのがございまして、そこには中学校3年間の出席状況等が記載されています。その中に欠席日数も確かに書かれております。ただ、高校入試では、秋田県のいわゆる選考のやり方として、そういった調査書の中だけのものではなく、実際は5教科の筆答試験をやっているわけです。それから、面接もございます。ですから、そのようなものを総合的に判断して選抜することになっておりますので、例えば欠席の日数だけをもって可否を決定するということはほぼないことと認識しております。

小原正晃委員（分科員）

では、次に行ってもいいですか。関連で不登校とかはないですか。大丈夫ですか。

委員長（会長）

よろしいですか。

【「なし」の呼ぶ者あり】

小原正晃委員（分科員）

では最後に、学校のWi-Fiについて高校教育課長にお願いします。先日県内の視察に行かせてもらったときに、高校の先生と話をすることがあり、学校で改善してほしいことはあるかという話をしたところ、学校におけるネット環境という話を頂きました。話を聞いたら、今ICT化が進んでタブレットが普及し全生徒に持たせているけれども、同時に使えるのが2クラス分くらいしかないということでしたが、そうなのですか。

総務課施設整備室長

一昨年、普通教室を含めて学校で希望する特別教

室等を対象に、国の予算等も活用した予算の範囲内で整備した状況ではあるのですけれども、今話のあったような2クラス分しか使えないというようなそこまで少ないという話は、私も昨年から施設整備室に来ていますが聞いたことはないです。

小原正晃委員（分科員）

こうやって全員がタブレットを持って授業を進めている中で、そんなに少ないことはあるのかと私も思いました。ただ、この間の視察でそういう話がありましたので、学校によって違ったり差があったりするのであれば、ちょっと平等性に欠けるといっておかしいことだと思うので、一回調査してもらいたいと思い、できればより多くの子供たちがしっかり使えるような環境で、できていない環境であればそれを改善するようにしていかなければいけないのではないのかと思ってでした。そんなにお金は掛からないと思うのですけれども、聞き取りしていただいて、そういう不具合が県内の高校にあるかどうか調査していただくということはできるものなのでしょうか。

教育長

2クラスというのはあんまりだと思いますので、確認してみます。

北林康司委員（分科員）

いよいよ梅雨の季節が来て、雨が降る。気象庁も線状降水帯に関しては、できるだけ最新の情報をという話がありますが、皆さん方は小・中学校、高校で、例えば河川からどのくらい離れているとか、山からどのくらい離れてるとか——今までの予測でここは大丈夫だという感じだったかもしれませんが、最近の豪雨は正に想定外の状況でしょう。しかし、想定外ということは言えないくらい厳しいことを言われる時代ですので、今の本県の状況ではそういう危険なところに建っている学校はどのくらいあるかということは調査されたことはありますか。

保健体育課長

昨年度ちょうど新聞報道がありましたけれども、令和2年度の国の調査で、土砂災害防止法、水防法によって要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のこと。）——これは市町村が特定するのですけれども——に特定されている施設が災害想定区域に小学校、中学校、高校、特別支援学校を含めて91校あることは分かっております。そこでは、避難確保計画を策定し計画に伴った避難訓練等を行わなければいけないことになっておりましたけれども、令和2年当時の調査で行っていないところがありました。ただ、昨年度全ての学校で避難確保計画を策定するとともに避難訓練を行っていたいております。

北林康司委員（分科員）

一般質問でも出たけれども、避難訓練が行われているかどうかということを経験的に聞いたかです。それでもなお想像以上のことが起きる可能性もないとは言えない話ですので。やはりとにかく悲惨ですよね。土砂崩れとかで生命に関わるような話にならないように。ウクライナの話ですれば、もっと別の方法も考えなければならぬ時代ではないかと。そこまで言うと言語が大きくなるからやめますが、是非そこだけはしっかりと訓練をお願いします。

男鹿市は毎年結構真面目にやっているようですね。知事の答弁にあったみたいに。是非そのようにしてください。お願いして終わります。

委員長（会長）

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長（会長）

以上で教育委員会関係の所管事項に関する質疑を終了します。

本日はこれをもって散会し、6月20日月曜日、予算特別委員会終了後に委員会を開き、付託案件について討論・採決を行います。

散会します。

午後2時57分 散会

令和4年6月20日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第116号
秋田県教育職員免許状免許状授与等手数料徴収
条例の一部を改正する条例案
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 2 議案第120号
工事請負契約の締結について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 3 議案第121号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 4 議案第122号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 5 議案第123号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 6 議案第124号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 7 議案第125号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 8 議案第126号
交通事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 9 議案第127号
物損事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 10 議案第128号
物損事故に係る和解について
(討論・採決) (原案を可とすべきもの)
- 11 請願第7号
義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかる
ための政府予算に係る意見書採択に関する請願に
ついて (継続審査とすべきもの)
- 12 請願第11号
秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願につ
いて (継続審査とすべきもの)
- 13 請願第53号
子どもたちの心身の健全な成長・発達のための
教育活動を求める請願について
(討論・採決) (不採択とすべきもの)

本日の出席状況

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

書記

議会事務局議事課	川原法子
議会事務局政務調査課	三浦勢津子
教育庁総務課	石塚祐樹
警察本部警務部総務課	高岡義明

会議の概要

午後1時33分 開議

出席委員

委員長	今川雄策
副委員長	児玉政明
委員	北林康司
委員	鶴田有司
委員	高橋豪
委員	東海林洋
委員	小原正晃

説明者

教育長	安田浩幸
教育次長	伊藤真人
教育次長	和田渉
総務課長	元野隆史
警察本部長	森田正敏
警務部長	後藤健太郎
警務部参事官(兼)首席監察官	荻原勲
警務部参事官(兼)総務課長	角田進
警務部会計課長	浅沼圭

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

警務部参事官(兼)首席監察官

6月7日に開催された教育公安委員会におきまして、議案第122号「交通事故に係る和解について」の質疑の際、鶴田委員から「けがの補償も相手方が90%、県側が10%となるのですか。」という質問がありました。これに対しまして、「自賠責の関係で警察側に1%でも過失割合があった場合、相手側から治療費の請求があれば賠償責任で全額支

払うことになっています。」という答弁をいたしました。正しくは「対人損害における過失割合については自賠償損害調査事務所で調査を行い、任意保険とは別に判断するものであり、具体的な割合については警察では承知しておりません。本件事故は、相手側から治療費の請求がなされ、調査の結果、警察側にも過失があり、相手側には重大な過失がないと判断されて、自賠償保険で全額支払われたと聞いております。」でありますので、訂正しておわびいたします。

(※4ページの発言を訂正)

委員長

ほかに何かございませんか。

北林康司委員（分科員）

教育長のところにも来ていると思うのですが、消費者教育について弁護士会から我々にも話が来ました。今年は緊急のことだから、無償でやりますよと。しかし、来年度以降は予算化してほしいというような要望でした。過去にもこういうことはありましたか。

教育長

消費者教育については、以前にも1回くらい叫ばれたことがあって、それに対して弁護士会で無償でやっていただいたことはありました。

北林康司委員

でも、今後はやはり予算化すべきだという強烈的な意見であり、教育委員の方にも要望していると言うから、「いや、それはやめたほうがいい。」という話をしました。「教育委員会は我々だって手は出せないところですよ。」という話までしたのですけれども。

教育長

今回成人年齢が下がることで教育が非常に重要であることから、弁護士会ではやはり自分たちが立ち上がってやらなければいけないだろうということで、まず無償化で始めていただいたということです。高校側からすれば、そうした講座を開くところが生活センター（秋田県生活センター）などいろいろありますので、そういうところをお願いしながらやってきていると思います。

この間も話しましたがけれども、例えば犯罪であれば警察をお願いしたりとかそういう中でやってきて、無料でやっていただけるといっているので今回お願いしたりしているのですけれども、有料となった場合にはまたそれはそれで。弁護士が持っている知見もありますので。ただ、財源は今のところなかったものですから、今回はまず来年の応募をして、そちらでやっていこうかという話はしているところです。

北林康司委員

ということは、少しは予算化を検討しているとい

うことですか。

総務課長

先日も御説明いたしましたけれども、今年度についてはあきた未来創造部で取りまとめている県民との協働事業について、まず教育から提案して、もしそれが採択となった場合は、弁護士会も含めて手を挙げていただける団体をお願いしたいと、そういう流れで今考えているところでございます。それは3年間の事業ということでございますので、3年間やっていただいて、その後またどうすべきかという話になるかと思いますが、そこまではまだ考えていないという状況でございます。

北林康司委員

いずれ話は分かりましたが、結局毎年新しい子供が入ってきますので、彼らが言うには毎年予算化してというような言い方でした。そこら辺も十分考えて検討してください。

私からは以上です。

委員長

よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

各委員からの発言通告がありませんので、付託議案に関する質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。議案第116号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第123号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第127号及び議案第128号、以上10件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決します。議案第116号ほか9件は、原案のとおり可決すべきものと決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。議案第116号ほか9件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、請願の取扱いについて決定します。

まず、請願第7号「義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

【「採択」と呼ぶ者あり】

委員長

継続審査とする意見と採択すべきとの意見がありますので、まず継続審査とするかどうかについて、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

挙手により採決します。請願第7号は、審査を継続することに賛成の方、挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成多数であります。よって、請願第7号は審査を継続することに決定されました。

次に、請願第11号「秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「継続審査」と呼ぶ者あり】

委員長

請願第11号は、審査を継続することに決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、請願第11号は審査を継続することに決定されました。

次に、請願第53号「子どもたちの心身の健全な成長・発達のための教育活動を求める請願について」を議題とします。

本請願の取扱いは、どのようにしますか。

【「採択」と呼ぶ者あり】

【「不採択」と呼ぶ者あり】

委員長

採択すべきとの意見がありますので、討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論はないものと認めます。

採決します。請願第53号は、採択すべきものと決定することに賛成の方は挙手願います。

【賛成者挙手】

委員長

賛成少数であります。よって、請願第53号は不採択とすべきものと決定されました。

次に、所管事項について、閉会中においても調査を継続することとして御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。よって、所管事項については閉会中においても調査を継続することと決定されました。この旨議長に申し出ることとします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

本日の委員会を終了します。
閉会します。

午後1時42分 閉会